

要 望 活 動 全 体 報 告 書

実 施 日	令和6年5月9日（木）：仙台市、県内（郡山市・福島市）、新潟市		
要 望 者	会津総合開発協議会 役員		
	【1班 仙台市①】		
	会 長	会津若松市長	室井 照平
	理 事	金山町長	押部源二郎
	理 事	金山町議会議長	五ノ井義一
	監 事	檜枝岐村議会議長	星 浩彦
	【2班 仙台市②】		
	副会長	喜多方市長	遠藤 忠一
	会津若松地方部会長	会津若松市議長	清川 雅史
	南会津地方部会長	下郷町長	星 學
	理 事	西会津町議会議長	伊藤 一男
	【3班 県内（郡山・福島市）】		
	副会長	磐梯町長	佐藤 淳一
	喜多方地方部会長	北塩原村長	遠藤 和夫
	理 事	喜多方市議会議長	小林 時夫
	理 事	南会津町長	渡部 正義
【4班 新潟市】			
副会長	只見町長	渡部 勇夫	
理 事	西会津町長	薄 友喜	
理 事	南会津町議会議長	山内 政	
監 事	磐梯町議会議長	鈴木 久一	
要 望 先	◆国出先機関等要望活動（仙台市、郡山・福島市、新潟市）		
	※班内は要望実施順		
	【1班】	国土交通省	東北地方整備局
		国土交通省	東北運輸局
		環境省	東北地方環境事務所
	【2班】	農林水産省	東北農政局
		財務省	東北財務局
		経済産業省	東北経済産業局
	【3班】	国土交通省	東北地方整備局 郡山国道事務所
		復興庁	福島復興局
	【4班】	国土交通省	北陸地方整備局

要 望 活 動 全 体 報 告 書

要 望 内 容	(班別要望実施順に記載) 〔国土交通省 東北地方整備局〕 ① 磐越自動車道の完全4車線化の早期実現等について ② 高規格道路「会津縦貫道」及び 「栃木西部・会津南道路」の整備促進について ③ 地方財源の充実と確保について ④ 道路の整備促進について ⑤ 国道49号「藤峠」区間の安全対策について ⑥ 社会資本総合整備事業の充実について ⑦ 水害に強いまちづくりについて ⑧ 鳥獣被害対策に係る支援について ⑨ 復興係数・歩掛りの被災地特例継続について 〔国土交通省 東北運輸局〕 ① 原子力発電所事故に伴う風評被害対策について ② JR只見線の持続的運行に向けた負担軽減について ③ 鉄道の充実・強化について ④ 交通施策の充実及び交通安全対策の推進等について 〔環境省 東北地方環境事務所〕 ① 森林の整備と林業の振興について ② 有害鳥獣被害対策に係る支援について 〔農林水産省 東北農政局〕 ① 農業の振興について ② 国営かんがい排水事業等の整備促進について ③ 原子力発電所事故に伴う風評被害対策について ④ 野生きのこ等の出荷制限解除について ⑤ 鳥獣被害対策に係る支援について 〔財務省 東北財務局〕 ① 地方財源の充実と確保について ② 道路の整備促進について ③ 社会資本総合整備事業の充実について ④ 企業誘致支援と金融対策支援について ⑤ 原子力発電所事故に伴う風評被害対策について 〔経済産業省 東北経済産業局〕 ① 企業誘致支援と金融対策支援について ② 原子力発電所事故に伴う風評被害対策について
---------	--

要 望 活 動 全 体 報 告 書

〔国土交通省 東北地方整備局 郡山国道事務所〕

- ① 磐越自動車道の完全4車線化の早期実現等について
- ② 高規格道路「会津縦貫道」及び
「栃木西部・会津南道路」の整備促進について
- ③ 地方財源の充実と確保について
- ④ 道路の整備促進について
- ⑤ 国道49号「藤峠」区間の安全対策について
- ⑥ 社会資本総合整備事業の充実について
- ⑦ 復興係数・歩掛りの被災地特例継続について

〔復興庁 福島復興局〕

- ① 企業誘致支援と金融対策支援について
- ② 原子力発電所事故に伴う風評被害対策について
- ③ 野生きのこ等の出荷制限解除について

〔国土交通省 北陸地方整備局〕

- ① 磐越自動車道の完全4車線化の早期実現等について
- ② 八十里越（国道289号）の整備促進について
- ③ 水害に強いまちづくりについて

要望活動全体報告書

【1班 仙台市①】



国土交通省 東北地方整備局 山本 巧 局長へ要望書を提出しました。



国土交通省 東北運輸局 石谷 俊史 局長へ要望書を提出しました。

要望の様子



環境省 東北地方環境事務所 羽井佐 幸宏 次長へ要望書を提出しました。

【2班 仙台市②】



農林水産省 東北農政局 前島 明成 局長へ要望書を提出しました。



財務省 東北財務局 田原 泰雅 局長へ要望書を提出しました。



経済産業省 東北経済産業局 戸邊 千広 局長へ要望書を提出しました。

要望活動全体報告書

【3班 県内（郡山・福島市）】



国土交通省 東北地方整備局 郡山国道事務所 松原 陽一 所長へ
要望書を提出しました。



復興庁 福島復興局 小野寺 晃宏 次長へ要望書を提出しました。

【4班（新潟市）】



国土交通省 北陸地方整備局 遠藤 仁彦 局長へ要望書を提出しました。

国土交通省 東北地方整備局

様

「会津を拓く重点要望事項」



会津総合開発協議会

【構成市町村】

会津若松市

猪苗代町

三島町

喜多方市

北塩原村

金山町

下郷町

西会津町

昭和村

檜枝岐村

会津坂下町

会津美里町

只見町

湯川村

南会津町

磐梯町

柳津町

表紙の「」は昭和 47 年公募により制定された会津総合開発協議会のシンボルマークです。

会津総合開発協議会は、誇りうる郷土会津の輝ける明日を拓くため、「会津はひとつ」の理念のもと、昭和 38 年に当時の全会津 28 市町村が集結し結成した団体です。これからも、郷土愛と地域開発へのあふれる情熱、そして各市町村の強固な結束力を糧として、郷土の発展を願い活動してまいります。

要 望 書

会津地方の振興につきましては、日頃より特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

豊かな自然と歴史、文化に恵まれた会津地方は、全国有数の観光地であるとともに、高速交通時代に対応した磐越自動車道や会津縦貫北道路、そして日本で最初のコンピュータ理工学を専門とする会津大学など、先人たちが築きあげてきた貴重な財産があります。

一方、会津地方においては、少子高齢化が加速度的に進行する中、社会保障費の増大や地域社会の活力の低下のほか、依然として継続している原子力発電所事故の風評被害や、近年多発する激甚災害への対応など地域課題が山積しております。

このような中、令和5年度においては、豪雨災害により一部区間が不通となっていたＪＲ磐越西線が全線再開通したことに加え、国道401号「博士峠バイパス」や会津縦貫南道路の一部区間である国道118号「小沼崎バイパス」が供用開始されるなど、当協議会の活動の成果が結実したところであります。

今後も引き続き、住民が安全・安心に暮らせる生活基盤の整備や、地域資源を活かした活力ある産業の創出、豊かで美しい自然や伝統文化の継承などを通して魅力ある地域社会を実現するためには、将来を見据えた新たな視点で自らを改革し、市町村同士や国県をはじめとする関係機関、さらには地域住民との協力のもと、多種多様な施策の展開が求められております。

つきましては、各種施策の実行と予算の確保にあたり、特段のご支援、ご高配を賜りますよう、全会津17市町村の首長並びに議会議長により組織する会津総合開発協議会として強く要望するものであります。

令和6年5月9日

会 津 総 合 開 発 協 議 会

会長 会津若松市長 室 井 照 平

会津総合開発協議会 会員名簿

(市町村長)

会津若松市長	室 井 照 平
喜多方市長	遠 藤 忠 一
下郷町長	星 學
檜枝岐村長	平 野 信 之
只見町長	渡 部 勇 夫
磐梯町長	佐 藤 淳 一
猪苗代町長	二 瓶 盛 一
北塩原村長	遠 藤 和 夫
西会津町長	薄 友 喜
会津坂下町長	古 川 庄 平
湯川村長	佐 野 盛 至
柳津町長	小 林 功
三島町長	矢 澤 源 成
金山町長	押 部 源二郎
昭和村長	舟 木 幸 一
会津美里町長	杉 山 純 一
南会津町長	渡 部 正 義

(市町村議会議長)

会津若松市議会議長	清 川 雅 史
喜多方市議会議長	小 林 時 夫
下郷町議会議長	湯 田 健 二
檜枝岐村議会議長	星 浩 彦
只見町議会議長	佐 藤 孝 義
磐梯町議会議長	鈴 木 久 一
猪苗代町議会議長	後 藤 公 男
北塩原村議会議長	五十嵐 善 清
西会津町議会議長	伊 藤 一 男
会津坂下町議会議長	赤 城 大 地
湯川村議会議長	小 野 澄 雄
柳津町議会議長	齋 藤 正 志
三島町議会議長	青 木 喜 章
金山町議会議長	五ノ井 義 一
昭和村議会議長	渡 部 節 雄
会津美里町議会議長	大 竹 惣
南会津町議会議長	山 内 政

目 次

【最重点要望事項】

磐越自動車道の完全 4 車線化の早期実現等について	1
高規格道路「会津縦貫道」及び 「栃木西部・会津南道路」の整備促進について	3
地方財源の充実と確保について	6

【主に国への重点要望事項】

「国土の強靱化」を推進するための要望

道路の整備促進について	8
国道 49 号「藤峠」区間の安全対策について	13
社会資本総合整備事業の充実について	14
水害に強いまちづくりについて	15

「暮らしの安心・地域活性化」を創出するための要望

鳥獣被害対策に係る支援について	17
復興係数・歩掛りの被災地特例継続について	18

最重点要望事項

磐越自動車道の完全4車線化の早期実現等について

磐越自動車道（延長 212.7 km）は、福島県と新潟県を結ぶ高速交通の大動脈であり、福島県内で常磐自動車道と東北自動車道に接続し、新潟県内で北陸自動車道と日本海東北自動車道と接続することで、広域ネットワークを形成し、東北地方の経済・産業・文化等の発展に大変重要な役割を果たしています。

磐越自動車道は、これまでも新潟中越地震や東日本大震災などの大規模災害発生時には、各方面との重要な物流経路としての役割を担ったところでもあります。

また、本年1月の能登半島地震では被災地への幹線道路が寸断され、緊急車両の到着や物資輸送が滞るなど救助や復旧活動に影響が生じたところであり、高速交通や幹線道路の重要性が改めて認識されたところです。

しかしながら、現在、会津若松 I C～新潟中央 J C T（95.2 km）間では、中央分離帯の無い暫定2車線の対面通行区間が多く、死亡事故が発生するなど安全性や走行性、さらには、いつ起こるかわからない災害に備え、緊急輸送路の確保や路線の強化が喫緊の課題であります。

このような中、令和元年9月に4車線化の優先整備区間として選定された会津若松 I C～安田 I C間のうち、令和2年3月に会津坂下 I C～西会津 I C（7.1km）間及び西会津 I C～津川 I C（8.8km）間、令和3年3月に会津坂下 I C～西会津 I C

（1.7km）間及び三川 I C～安田 I C（3.2km）間の4車線化について、国土交通大臣から N E X C O へ事業許可が行われ整備の加速化が図られたところであります。

この区間が4車線化されることにより、安全性の向上や通行止めの抑制、規制速度の見直し（毎時70kmから毎時80km）による走行時間の短縮など大きな効果が期待されます。

つきましては、会津地方が日本海側と4車線の高速道路という大動脈で結ばれることは、当地方の発展に不可欠であり、また、国土強靱化法の理念に合致する災害時の補完道路としての機能も強化されることから、下記の事項を強く要望いたします。

記

1 磐越自動車道の完全4車線化と工事着工について

社会資本整備審議会において暫定2車線の課題として示された時間信頼性の確保、事故防止の観点及びネットワークの代替性確保の観点並びに大規模災害時の早期復旧の観点から、暫定2車線区間である会津若松 I C～新潟中央 J C T（95.2 km）間を、早期に完全4車線化すること。

特に、4車線化優先整備区間に選定された会津若松 I Cから安田 I C間のうち、事業化区間となった「会津坂下 I Cから安田 I C間」の早期着工と完成を図ること。

また、安田 I Cから新潟中央 J C T間についても、優先整備区間へ格上げし、早期に4車線化の整備を図ること。

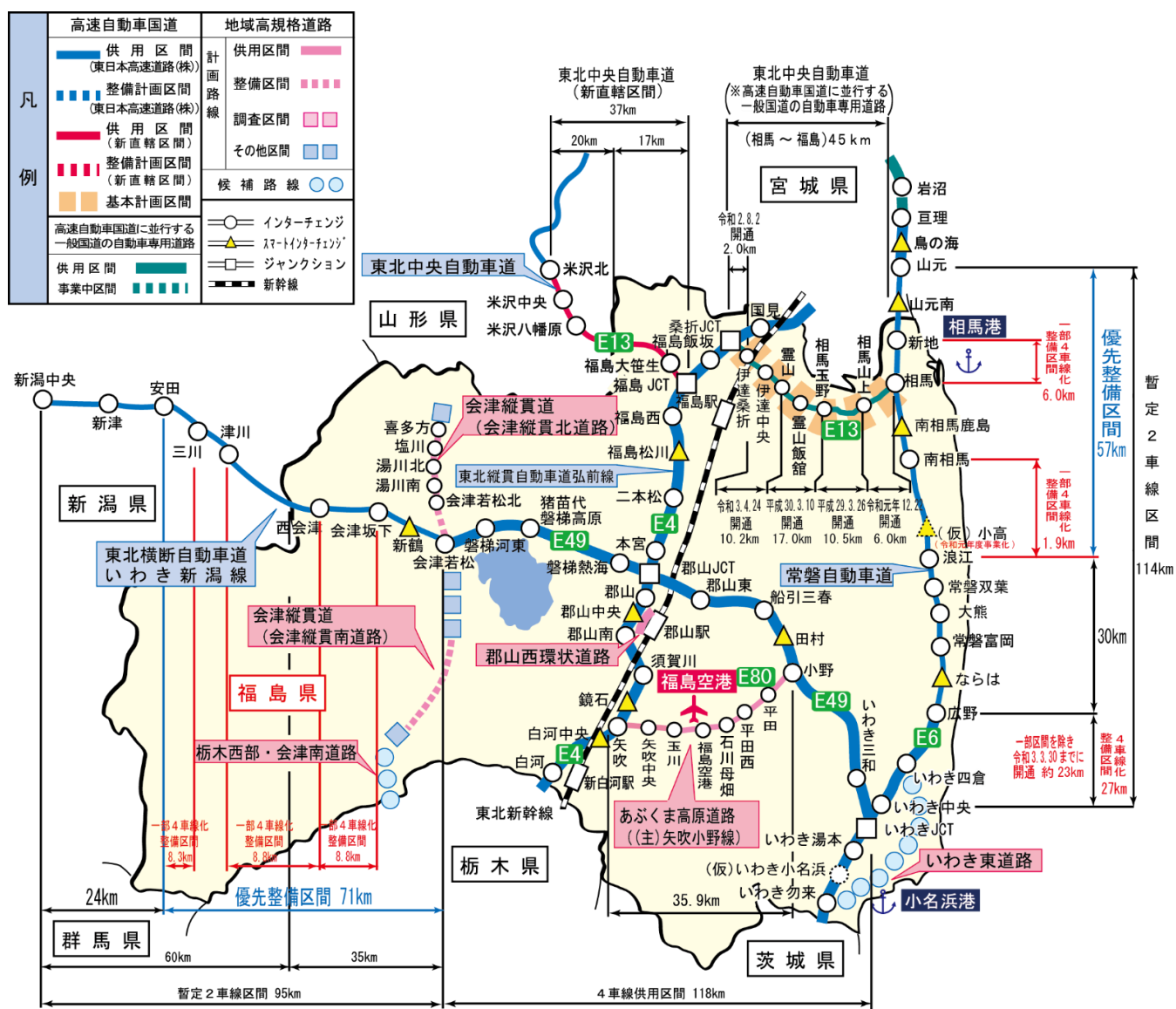
2 付加車線の先行設置対応について

完全4車線化されるまでは、暫定2車線区間は渋滞が生じやすいことから、渋滞緩和のための付加車線を先行して設置を図ること。

3 会津地方への観光支援について

東日本高速道路株式会社で展開している「ＥＴＣ周遊割引プラン」において、首都圏から会津地方への利用を促す割引プランを創設し、会津地方への誘客と観光振興の支援に努めること。

○磐越自動車道4車線化必要区間



(上記提供元) 福島県

最重点要望事項

高規格道路「会津縦貫道」及び 「栃木西部・会津南道路」の整備促進について

高規格道路「会津縦貫道」（会津縦貫北道路、会津縦貫南道路）は、東北地方と関東地方を結ぶ重要な路線として、太平洋と日本海を結ぶ磐越自動車道と連携することにより、地域振興はもとより、新たな物流経路として大いに期待され、早期の全線供用開始が切望される極めて重要な道路であります。

会津縦貫北道路は平成27年9月に開通し、会津若松市・喜多方市間の移動時間が大幅に短縮され、観光振興だけでなく、救急搬送においても大きな効果を生み出しています。

一方、会津若松市以南の地域においては、一般国道118号・121号が地域を縦貫する主要道路となっており、その大半は片側1車線の対面通行であることから、落石・積雪・路面凍結等による通行障害に加え、行楽シーズンにおける頻繁な渋滞によって、緊急車両の通行にも深刻な影響を及ぼしています。

この一般国道118号・121号に並行する会津縦貫南道路は、東日本大震災からの復興の基盤としての道路の役割のほか、人流・物流の円滑化や活性化によって経済活動を支え、激甚化、頻発化する災害からの迅速な復旧・復興を図るための、広域的な道路ネットワークを構成する高規格道路として位置づけられております。災害に強い交通・物流体系を構築することにより、災害時の物資・人員輸送の円滑化や、県土の復興・創生に寄与するとともに、新型コロナウイルス感染症に伴う生活様式の変化を見据えた経済活動の回復を支援するためにも、その早期整備が急務であります。

さらには、令和4年8月の大雨等により、福島県喜多方市と山形県米沢市を結ぶ重要な路線となっている一般国道121号「大峠道路」の山形県米沢市地内では、道路崩落が複数箇所が発生し、現在も片側交互通行となっていることから、緊急輸送道路としての安全性も懸念される状況となっています。

このような中、会津縦貫南道路4工区・小沼崎バイパス（約1.5km）が令和6年3月に開通し、狭隘・急カーブ・落石等の通行障害が解消され、湯野上バイパスや5工区・下郷田島バイパスが早期に開通することにより、今後、移動時間の更なる短縮が可能になることから、定住の促進や商工業の活性化などによる賑わいと産業の創出、地域の特色を生かした着地型観光の推進や教育旅行誘致による交流人口の増加が見込まれるところです。

とりわけ令和2年2月には、会津若松市と日光市が観光振興に関する連携協定を締結した経過にあり、今後、「会津縦貫道」とあわせて「栃木西部・会津南道路」が東北圏と関東圏との広域観光など地域間交流の活性化へ向け、大きな役割を果たすことが期待されます。さらには、第3次医療施設への搬送時間短縮による救命率の向上につながる道路としての役割も期待されます。

以上のことから「会津縦貫北道路」、「会津縦貫南道路」、さらに「栃木西部・会津南道路」を含めた3本の高規格道路について、早急に全線供用となるよう、下記の事項につきまして強く要望いたします。

記

1 会津縦貫南道路の早期整備について

- (1) 県施工事業の下郷田島バイパス（5工区）及び国直轄権限代行事業の湯野上バイパス（4工区）について整備促進を図ること。
- (2) 会津縦貫北道路・会津縦貫南道路が令和4年4月に重要物流道路の候補路線として指定されたことから、物流の更なる円滑化等を図るため、未着手区間（2工区、3工区、6工区）の早期事業化を図ること。

2 若松北バイパスの早期整備について

会津縦貫北道路と会津縦貫南道路を接続する若松北バイパスについて、早期整備を図ること。

3 栃木西部・会津南道路の事業化について

「栃木西部・会津南道路」のうち、令和元年度に新規事業化された日光川治防災の整備を促進するとともに、残る区間についても早期に事業化し、「会津縦貫道」と一体的に整備促進を図ること。

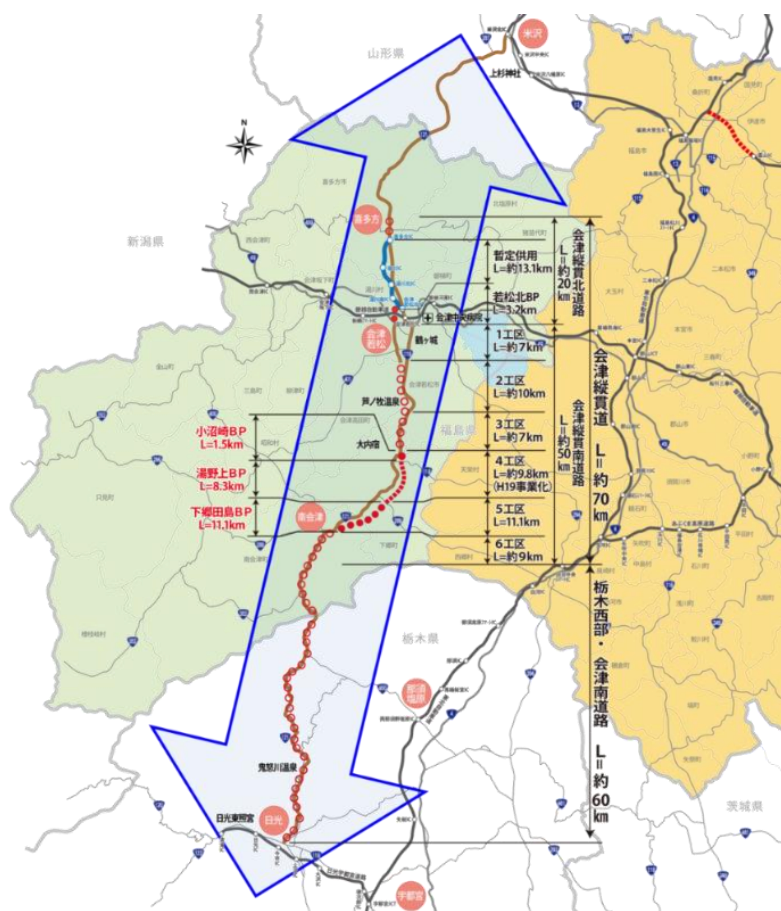
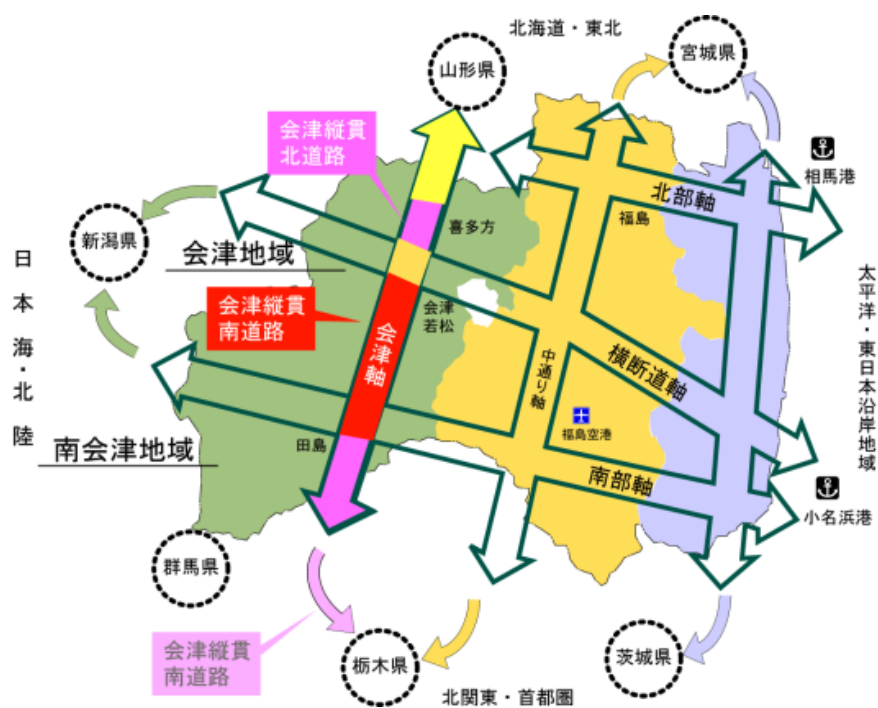
4 会津縦貫北道路の完全4車線化について

暫定2車線で供用中の会津縦貫北道路について、さらなる利便性及び安全性向上のため4車線化の整備を図ること。

5 米沢～喜多方間の高規格道路整備実現について

令和4年の大雨災害により現在も片側交互通行となっている一般国道121号米沢～喜多方間について、緊急輸送道路としての安全性も懸念されることから、高規格道路への格上げと早期実現を図ること。

○高規格道路「会津縦貫道」及び「栃木西部・会津南道路」



最重点要望事項

地方財源の充実と確保について

市町村が地域住民のニーズに応え、福祉や教育など日常生活に欠かすことのできない行政サービスを提供し、地域の活性化を図るためには、地方財政の安定と拡充が必要不可欠であります。

しかしながら、大企業の集積が乏しく人口減少が進む会津地方においては、厳しい社会経済状況が継続し、市町村税など税収が伸び悩む一方で、高齢化の進展により、社会保障関係費は増加の一途をたどっており、今後ますます厳しい財政運営を強いられるものと想定されます。

また、当地方では、降雪時の除排雪業務や除雪体制の維持等に係る費用、さらには、公共施設の老朽化や増え続ける空き家への対策費用などについても、市町村共通の大きな課題となっております。

さらに、ウクライナや中東情勢等による世界的な原油高・物価高が長期化し、住民生活はもとより地方自治体の財政運営にも多大な影響を及ぼしており、先行きが不透明な状況が続いているところです。

つきましては、市町村行政において、少子・高齢化と人口減少が進む状況にあっても、安定的な財政運営が図られるとともに、国が目指すデフレ完全脱却にも的確に対応できるよう、下記の事項を強く要望いたします。

記

1 除雪にかかる財政支援の拡充について

積雪の多い会津地方では、降雪時に速やかに除雪や排雪を行うためには多額の費用を要し、また、降雪量の少ない年でも、常時除雪体制を維持するために相当の費用が必要なことから、地域住民の安全・安心な生活を守るため除雪に係る財政支援を拡充すること。

2 「空き家対策」に関する財政支援等の拡充について

増加する空き家対策は市町村にとって大きな課題であり、空き家の実態や状況の確認のほか、リノベーションや除去等に取り組む場合でも、想定以上の事業費を要するなど、現在の制度では市町村の財政負担が大きい場合がある。住民の安全性確保のほか、景観の維持や移住、定住政策等の広範な観点からも、空き家対策に関する制度について補助率の増加や補助上限額の拡充など、必要かつ十分な財政上の措置を講じること。

3 原油価格高・物価高対策に係る財政措置について

ウクライナや中東情勢等に起因する世界的な原油価格高・物価高が長期化しており、住民生活に多大な影響を及ぼしている。物価高等に直面する地域住民の不安を解消するための対策や取組を十分に実施する必要があることから、原油価格高・物価高対策に関するすべての財政負担について、確実かつ継続的に財政措置を講じること。

道路の整備促進について

会津地方は多くの中山間地域を抱え、自動車交通へ大きく依存しています。

しかしながら、狭隘な道路が多く、さらに冬期は豪雪のため、たとえ幹線道路であっても車両の対向がままならないなど円滑な交通の確保が課題であります。

道路は社会、経済、生活を支える重要で基本となるインフラであり、道路の整備促進は、地域内の産業、経済の発展、さらには東日本大震災からの復興に大きく資するものであります。また、平成23年7月の新潟・福島豪雨災害、平成27年9月の関東・東北豪雨災害、さらに令和元年東日本台風災害の教訓や令和6年能登半島地震では、半島部という厳しい地形条件の影響もあり、救援・復旧活動に想定以上の時間を要した状況も見受けられ、広域的な避難や緊急物資等の輸送の基盤となる災害に強い交通体系の形成が望まれております。

とりわけ広大な面積を有する当地方においては、主要道路の急勾配、急カーブが多く、救命救急センター（救急病院）へ1時間以内に到達することができない地域も数多く存在しており医療、緊急輸送ネットワークの強靱化に向けた道路整備の促進は、地域住民の切なる願いであります。

道路等のインフラ整備は、震災からの復興途上にある福島県全体の均衡ある発展の観点からも大変重要なものであり、また、新型コロナウイルス感染症を契機とした生活様式の変化を踏まえた経済活動回復に向け、道路の整備促進を図る必要があります。

さらに、令和4年8月の大雨等により、福島県喜多方市と山形県米沢市を結ぶ重要な路線となっている国道121号「大峠道路」の山形県米沢市地内では、道路崩落が複数箇所が発生し、現在も片側交互通行となっていることから、早期復旧が必要となっています。

つきましては、同様の地震災害の他、様々な自然災害が全国で起こりうる可能性があることを認識し、現在の5か年加速化対策後も、切れ目のないスピード感を持った国土強靱化の取組を進める必要があることから、下記事項について、迅速かつ万全の措置を講じるよう要望いたします。

記

1 道路整備財源の確保について

- (1) 地域経済の好循環をもたらす社会資本のストック効果を早期に実現させることに加え、県土の均衡ある発展や新型コロナウイルス感染症収束後における経済活動の回復等に向けた事業の推進を図るためにも地方の道路整備に係る財源が不足することのないよう、通常予算を大幅に確保すること。

- (2) 老朽化した地方道路等の機能の充実と安全確保のための施設整備、並びに市町村道の修繕、維持補修にかかる自治体支援等のための財源を確保すること。
- (3) 近年の激甚化・頻発化する災害に対応し、災害に強い国土幹線道路ネットワーク等を構築するため、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、国土強靱化、防災・減災対策に必要な事業規模を継続的・安定的に確保すること。

また、道路における整備・維持管理や、河川における洪水対策等の必要な国土強靱化予算について、令和7年度以降も制度構築や予算を確保すること。

2 国道121号「大峠道路」の早期復旧について

令和4年8月の大雨等により被災した「大峠道路」は、現在も片側交互通行となっていることから、早期復旧に向けて、財源の確保も含めた対策を講じること。

3 老朽化した橋梁やトンネルの整備について

- (1) 長寿命化修繕計画策定に対する財政措置を拡充するとともに、維持補修及び架け替え等に対する財政措置の充実を図ること。
- (2) 橋梁等の定期点検について、「道路メンテナンス事業補助制度」の補助率の増嵩と、国庫補助金等の特定財源を除いた地方負担額に対する起債を認めること。
- (3) 現在の法律では、一律に5年に一度の点検が義務付けられており、点検費用が財政的な負担になっていることから道路構造物の利用状況や前回点検の結果などにより、点検頻度を一律でなく、7年や10年に一度とするなど、自治体の利用実態に沿った管理基準によって延長できるよう制度の見直しを図ること。

4 冬期道路交通対策について

- (1) 除排雪及び道路維持に係る必要額を確保するとともに、適時適切な除排雪を行うこと。
- (2) 雪国における安全で快適な歩行者空間を確保するため、歩道除雪の充実、流雪溝や消雪施設の整備等を推進すること。
- (3) 「豪雪地帯対策特別措置法」の特例措置に基づき、特別豪雪地帯における市町村道の整備等を促進する財源を確保すること。
- (4) 地吹雪による交通障害を解消するため、防雪柵の整備等を図ること。

5 一般国道の整備促進について

次に挙げる一般国道要望箇所の整備促進を図ること。また、その際は環境や地域住民の意向を考慮し、道路のバリアフリー化、無電柱化などに配慮するとともに、適正な維持管理に努めること。

(1) 49号 【交通渋滞・安全確保】

要 望 箇 所	工 種
猪苗代地区：猪苗代町磐根西久保～猪苗代町翁沢長浜	改築（バイパス）
猪苗代・会津若松地区：猪苗代町翁沢長浜～会津若松市湊町大字赤井笹山原	改築（バイパス）

会津若松地区：会津若松市河東町八田～会津若松市一箕町船ヶ森	改築（4車線拡幅）
会津若松・坂下地区：会津若松市神指町北四合～会津坂下町宮古	改築（拡幅）
会津若松地区：電線共同溝事業（一箕町地区）	電線類地中化
坂下地区：会津坂下町宮古～会津坂下町新富町	改築（拡幅）
柳津・西会津地区：藤峠勾配緩和、事前通行止め措置解消（柳津町藤～西会津町宝坂）	改築（道路改良）

(2) 118号 【狭隘・屈折・交通渋滞】

要 望 箇 所	工 種
下郷町（県道高岡田島線起点～二川橋）	改築（拡幅）
会津若松市古川町～門田町	改築（歩道拡幅）

(3) 121号 【狭隘・屈折・交通渋滞・安全確保】

要 望 箇 所	工 種
会津若松市河東町（十文字交差点）	改良
下郷町（大内宿入口交差点）	改良
南会津町田島地内（田島バイパス）	改築（田島バイパス下郷側接続部）
山形県米沢市地内（大峠道路）	災害復旧

(4) 252号 【狭隘・屈折・通行不能】

要 望 箇 所	工 種
三島町早戸字滝原地内	改良（拡幅・スノーシェッド）
三島町～金山町～只見町（冠水区間）	改築（浸水対策）
柳津町～只見町只見地内	2次改築（防雪工事）
只見町宮沢地内～六十里越（新潟県境）	改築（防雪工事）
会津若松市七日町地内	電線類地中化、無散水消雪

(5) 289 号 【狭隘・屈折・安全確保】

要 望 箇 所	工 種
南会津町針生地内	改築（登坂車線）
南会津町片貝～下山地内	改築（拡幅）
只見町小林～大倉地内	改築（バイパス、橋梁）
只見町長浜地内	改築（バイパス）
八十里越	改良（ずい道化・防雪）
南会津町東地内	防雪（無散水消雪）
南会津町静川地内	改築（歩道整備）

(6) 294 号 【安全確保】

要 望 箇 所	工 種
会津若松市湊町（原地区）	改築（バイパス）
会津若松市湊町（四ツ谷地区）	改築（バイパス）
会津若松市湊町（小坂地内）	線形改良

(7) 352 号 【狭隘・屈折・通行不能】

要 望 箇 所	工 種
南会津町（中山峠）	改良（拡幅・防雪（無散水消雪）・橋梁新設）
南会津町松戸原～福渡間	改築（拡幅）
南会津町～檜枝岐村～県境金泉橋間	改築（拡幅・防雪）
南会津町たのせ～耻風間	改築（拡幅）
南会津町内川～大原	改築（拡幅）
南会津町滝原地内	改築（歩道整備）

(8) 400 号 【狭隘・屈折】

要 望 箇 所	工 種
下郷町（田島バイパス 3 工区）	改築（バイパス）
昭和村大芦地内	改良（拡幅）
金山町坂井地内	改良（勾配修正）
金山町川口地内	改良（拡幅）
金山町堂平地区	改良（拡幅）
杉峠（杉峠工区）※冬期間の通行止め解消	改良（ずい道化）
三島町（三島大橋～高清水橋）	改良（拡幅）
南会津町高野地内	改良（拡幅）

(9) 401 号 【通行不能・狭隘】

要 望 箇 所	工 種
檜枝岐村七入～群馬県側 (※現在、福島県と群馬県の間は、地続きでありながら自動車で通行できる道路が存在しない日本で唯一の県境である。)	調査
南会津町 大新田～古町間	改築（自歩道拡幅）
南会津町 木伏地区	改良（橋梁）
新島居峠（冬期通行不能）	改築（ずい道化）
会津美里町永井野地内	改築（拡幅）
会津美里町権現宮地内	改良（拡幅）
会津若松市北会津町(高田橋)～会津美里町(鶴沼橋)	改築（拡幅）・交差点改良
昭和村大芦地内	改築（バイパス）

(10) 459 号 【急峻・狭隘・交通渋滞・通行不能・安全確保】

要 望 箇 所	工 種
西会津町徳沢～杉山間	改築（拡幅）
西会津町小綱木～大舟沢間	改築（線形改良）
喜多方市（上町工区）上町～新町間	改築（電線地中化・消雪施設）
喜多方市藤沢～喜多方市一郷間	改築（拡幅）
喜多方市宮古～堂山間	改築（バイパス）
北塩原村京ヶ森～長峯間	改築（歩道整備）
裏磐梯～猪苗代町三ツ屋間	改築（拡幅）

※事業着手した路線については、整備の促進として継続要望している。

「国土の強靱化」を推進するための要望

国道 49 号「藤峠」区間の安全対策について

国道49号は、福島県いわき市を起点とし会津地方を横断して新潟県新潟市に至る総延長249.4kmの南東北で唯一、太平洋と日本海を結ぶ国直轄管理の国道であり、地域の交流や連携と沿線地域の産業・経済を支える重要な路線であるとともに、地域住民の通勤・通学、通院や買い物などの日常生活を支える生活道路としても重要な役割を果たしています。

しかしながら、柳津町と西会津町との中間に位置する「藤峠」については、急勾配（西会津町側：6%、柳津町側：5%）区間が6kmにも渡って続く難所であり、冬期間には車両のスリップ事故や大型トラックのスタックに起因する渋滞や通行止めが毎年繰り返し発生しているところでもあります。また、この「藤峠」は急峻な山間を通過していることから、夏場にあっても、連続雨量150mmを超えると通行止めとなり、経済活動を始め通勤・通学・通院等の住民生活にも深刻な影響を与えています。

つきましては、国道 49 号利用者や地域住民の安全・安心確保のため、下記の事項を要望いたします。

記

1 藤峠関連事業の整備促進について

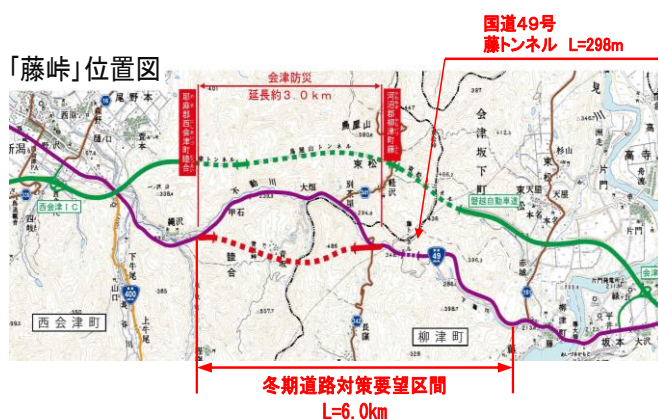
冬期間も安全・安心に車両が通行できるよう、国道 49 号藤峠に関連する「会津防災事業」、「滝額付加車線整備事業」、「藤大田地区付加車線整備事業」、「菅沢地区付加車線整備事業」の早期完成を目指し事業推進を図ること。

2 通行止め措置の解消について

防災事業を早期事業化し、現行の連続雨量 150mm での通行止めの解消を図ること。

3 道路整備の予算確保について

地域の実情を十分踏まえ、道路の整備・維持管理に必要な予算を十分確保すること。



車両約 300 台の立ち往生 [平成 22 年 12 月]

社会資本総合整備事業の充実について

国土交通省の社会資本総合整備事業（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）や補助事業は、国の予算内で交付されていることから、要望額が予算額をオーバーすると交付金等が一律減額されるため、事業費に財源不足が発生しています。

今後加速化するインフラの老朽化や防災・減災に配慮し、人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成を進めるとともに、ストック効果を高める道路の整備や、拠点となる地区への都市機能の集約等により生産性の向上を図るため、下記の事項を要望いたします。

記

1 社会資本総合整備事業の予算確保について

既に事業認可を得て、計画的に整備を行っている重要路線の道路改良事業や街路整備事業について、認可の計画に基づく事業の進捗が図られるよう、安定的かつ十分な予算の確保に努めること。

2 事業採択について

事業内容を十分に考慮のうえ、計画性など内容を基に検討すること。

3 重点的支援措置について

道路ネットワークの強化により地方創生に向け必要な社会資本整備への重点的支援に努めること。

4 国土強靱化の予算確保について

近年の激甚化・頻発化する災害に対応し、災害に強い国土幹線道路ネットワーク等を構築するため、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、国土強靱化、防災・減災対策に必要な事業規模を継続的・安定的に確保すること。

また、道路における整備・維持管理や、河川における洪水対策等の必要な国土強靱化予算について、令和7年度以降も制度構築や予算を確保すること。

水害に強いまちづくりについて

会津地方では多くの河川が流れており、観光やかんがい用水として利用されるなど当地方の貴重な資源である一方、近年の地球温暖化の影響と考えられる局地的集中豪雨が多発する中、平成23年7月の新潟・福島豪雨や平成27年9月の関東・東北豪雨及び令和元年東日本台風では、甚大な被害を受け、河川における災害対策など水害に強いまちづくりが求められています。

会津地方を流れる阿賀川は、下流部は狭窄部の影響により、大雨における水位上昇が著しく、古くから内水氾濫及び漏水等の被害が発生し、現在も沿川の道路を度々冠水させ、通行止めや一部地域の集落において地域住民が自主避難をする状況となっています。

また、新潟県境に近い会津西北部（西会津町滝坂地区）は、国内最大級の地すべりが懸念される地区であり、大規模な地すべり災害が発生した場合、その被害は、福島県域に収まらず下流域の新潟県まで甚大な被害が予想されます。

さらに、豪雨による氾濫は地域住民の生活を脅かすことから、当地方を流れる阿賀川や、外の河川において防災対策が図られるとともに、水害を最小に抑えるための排水機能の強化が必要です。

つきましては、住民の安全・安心な生活を確保するため、当地方を流れる河川の整備など水害に強いまちづくりに関する下記の事項を要望いたします。

記

1 会津地方を流れる一級河川の整備推進について

豪雨等による住宅や道路等の洪水浸水対策のため、阿賀川以外に会津地方を流れる一級河川の重要水防区域等における弱小堤防対策及び堤防浸透対策の推進を図ること。

また、河川の流下能力を高めるため、土砂の浚渫や雑木伐採等の整備を推進するとともに、適正な維持管理に努めること。

2 内水・外水氾濫に備えた治水対策の推進について

局地的集中豪雨等に備え、平成30年度より水位計が増設されたことから河川観測の強化が図られ、河川監視体制強化のため、ライブカメラの設置や橋梁部分への量水標の整備により、数字や画像などにより視える化が図られ住民の安心安全につながっていることから、防災情報の共有化など、引き続き危機管理体制の強化を図ること。

また、中小河川における水位周知河川への追加指定と早期の洪水浸水想定区域図の作成に努めること。さらに都市部の溢水対策としての下水道の雨水幹線整備や水防活動への財政的支援の拡充を図ること。

3 国土強靱化の予算確保について

気候変動による水災害の頻発化・激甚化を踏まえ、安全・安心な社会・水害に強いまちづくりを実現するため、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、国土強靱化、防災・減災対策に必要な事業規模を継続的・安定的に確保すること。

また、河川における洪水対策等の必要な国土強靱化予算について、令和7年度以降も制度構築や予算を確保すること。

4 令和4年8月の大雨等による災害復旧事業の促進について

令和4年8月の大雨等による災害については、激甚災害として指定されたところであり、被災地域の日も早い復旧・復興が実現できるよう、一の戸川、宮古川、姥堂川、濁川などの被災した一級河川の早期復旧と河川改修や河道掘削などの更なる治水対策の早期実施、並びに、集中豪雨時における内水排除のための浸水対策を講じること。

5 国における災害対応体制等の充実・強化について

大規模災害等への事前の備えや初動体制の強化に向けて、被災した自治体への職員派遣や技術的助言及び財政支援などを強化するため、地方整備局の体制充実・強化や災害対応に必要となる資機材のさらなる確保に努めること。

6 流水治水プロジェクトの推進について

あらゆる関係者が協働し流域全体で取組む「流水治水プロジェクト」のもと、構成市町村においても水害の被害軽減に向けた取組みを推進するため、内・外水対策一体で計画的かつ確実に推進すること。また、気候変動に伴う水害リスクの増大を踏まえ、新たに必要となる対策について具体的な内容を検討すること

鳥獣被害対策に係る支援について

会津地方の中山間地域では過疎化や高齢化などの様々な要因が重なり、野生鳥獣の生息域が年々拡大傾向にあり、人間の生活域への出没が多くなっています。また、近年はツキノワグマやイノシシが平野部へ出没するなど大変深刻な状況にあり、ツキノワグマやイノシシによる人的被害も発生しており、住民は日常生活や農作業を安心して行うことができずに不安を抱えながらの生活を余儀なくされています。

つきましては、地域住民の安全・安心な生活の確保と農林業被害の軽減、更には中山間地域の振興を図るため、下記の事項を要望いたします。

記

ツキノワグマやイノシシなどの人身被害の危険性の高い大型野生鳥獣が、河川を移動経路として市街地等の人口密集地に出没した事例があることから、河川に繁茂する樹木や背丈が高い雑草の適切な刈払い等の環境整備を、計画的かつ継続的に実施すること。

復興係数・歩掛りの被災地特例継続について

東日本大震災の被災３県を対象として、土木工事に適用されている復興係数・歩掛りにつきましては、令和６年度までの延長が示されていますが、今後の継続については未定とされているところです。

会津地方においても、建設産業を取り巻く環境は他産業と比べ高齢化が進んでおり、このままの状況が続けば災害時の早期復旧等に大きな不安を残し、地域の安全安心を確保することができなくなる恐れがあります。

今後も少子化が進む中で、建設産業に優秀な若い人材を確保するためには、建設産業の待遇改善を図ることが求められておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響などにより民間建設投資も不透明であることから、このままの状況が続けば若い離職者が増加することも懸念されます。

つきましては、必要な建設事業を着実に進めるとともに、建設産業における働き方改革の推進・担い手の育成を図るため、下記の事項を要望いたします。

記

復興係数・歩掛りの被災地特例を令和７年度以降も継続すること。

国土交通省 東北運輸局

様

「会津を拓く重点要望事項」



会津総合開発協議会

【構成市町村】

会津若松市

猪苗代町

三島町

喜多方市

北塩原村

金山町

下郷町

西会津町

昭和村

檜枝岐村

会津坂下町

会津美里町

只見町

湯川村

南会津町

磐梯町

柳津町

表紙の「」は昭和 47 年公募により制定された会津総合開発協議会のシンボルマークです。

会津総合開発協議会は、誇りうる郷土会津の輝ける明日を拓くため、「会津はひとつ」の理念のもと、昭和 38 年に当時の全会津 28 市町村が集結し結成した団体です。これからも、郷土愛と地域開発へのあふれる情熱、そして各市町村の強固な結束力を糧として、郷土の発展を願い活動してまいります。

要 望 書

会津地方の振興につきましては、日頃より特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

豊かな自然と歴史、文化に恵まれた会津地方は、全国有数の観光地であるとともに、高速交通時代に対応した磐越自動車道や会津縦貫北道路、そして日本で最初のコンピュータ理工学を専門とする会津大学など、先人たちが築きあげてきた貴重な財産があります。

一方、会津地方においては、少子高齢化が加速度的に進行する中、社会保障費の増大や地域社会の活力の低下のほか、依然として継続している原子力発電所事故の風評被害や、近年多発する激甚災害への対応など地域課題が山積しております。

このような中、令和5年度においては、豪雨災害により一部区間が不通となっていたＪＲ磐越西線が全線再開通したことに加え、国道401号「博士峠バイパス」や会津縦貫南道路の一部区間である国道118号「小沼崎バイパス」が供用開始されるなど、当協議会の活動の成果が結実したところであります。

今後も引き続き、住民が安全・安心に暮らせる生活基盤の整備や、地域資源を活かした活力ある産業の創出、豊かで美しい自然や伝統文化の継承などを通して魅力ある地域社会を実現するためには、将来を見据えた新たな視点で自らを改革し、市町村同士や国県をはじめとする関係機関、さらには地域住民との協力のもと、多種多様な施策の展開が求められております。

つきましては、各種施策の実行と予算の確保にあたり、特段のご支援、ご高配を賜りますよう、全会津17市町村の首長並びに議会議長により組織する会津総合開発協議会として強く要望するものであります。

令和6年5月9日

会 津 総 合 開 発 協 議 会

会長 会津若松市長 室 井 照 平

会津総合開発協議会 会員名簿

(市町村長)

会津若松市長	室 井 照 平
喜多方市長	遠 藤 忠 一
下郷町長	星 學
檜枝岐村長	平 野 信 之
只見町長	渡 部 勇 夫
磐梯町長	佐 藤 淳 一
猪苗代町長	二 瓶 盛 一
北塩原村長	遠 藤 和 夫
西会津町長	薄 友 喜
会津坂下町長	古 川 庄 平
湯川村長	佐 野 盛 至
柳津町長	小 林 功
三島町長	矢 澤 源 成
金山町長	押 部 源二郎
昭和村長	舟 木 幸 一
会津美里町長	杉 山 純 一
南会津町長	渡 部 正 義

(市町村議会議長)

会津若松市議会議長	清 川 雅 史
喜多方市議会議長	小 林 時 夫
下郷町議会議長	湯 田 健 二
檜枝岐村議会議長	星 浩 彦
只見町議会議長	佐 藤 孝 義
磐梯町議会議長	鈴 木 久 一
猪苗代町議会議長	後 藤 公 男
北塩原村議会議長	五十嵐 善 清
西会津町議会議長	伊 藤 一 男
会津坂下町議会議長	赤 城 大 地
湯川村議会議長	小 野 澄 雄
柳津町議会議長	齋 藤 正 志
三島町議会議長	青 木 喜 章
金山町議会議長	五ノ井 義 一
昭和村議会議長	渡 部 節 雄
会津美里町議会議長	大 竹 惣
南会津町議会議長	山 内 政

目 次

【重点要望事項】

「暮らしの安心・地域活性化」を創出するための要望

原子力発電所事故に伴う風評被害対策について	1
J R 只見線の持続的運行に向けた負担軽減について	2
鉄道の充実・強化について	3
交通施策の充実及び交通安全対策の推進等について	6

「暮らしの安心・地域活性化」を創出するための要望

原子力発電所事故に伴う風評被害対策等について

東日本大震災、原子力発電所事故から10年以上が経過し、その間、NHK大河ドラマ「八重の桜」の放送、ふくしまデスティネーションキャンペーンの開催、「会津の三十三観音めぐり」の日本遺産認定、そして東武鉄道の新型特急による首都圏との直結運行開始など明るい話題とともに、事故後に落ち込んだ観光客数も回復傾向にあり、一見すると会津地方は事故前と変わらない状況を取り戻したかのように思われております。

しかしながら、現在においても風評の影響は根強く、令和5年8月にはALPS処理水の海洋放出が開始され、県内の農業をはじめとする地場産業や観光客数、教育旅行者数など産業面における今後のさらなる風評の発生も懸念されることから、その対策を継続して実施する必要があります。

また、原子力損害賠償紛争審査会において原子力発電所事故に伴う賠償基準である中間指針が決定されていますが、自主的避難等による精神的被害については、自主的避難等対象区域だけでなく、全ての県民に共通しているものといえることから、指針の見直しに当たっては地域の分断を生まないような観点はもとより、被害実態に見合った適切な賠償措置とすることが必要です。

つきましては、下記の事項を要望いたします。

記

1 損害賠償措置の継続について

会津地方においては、依然として風評が払拭されていない現状にあることから、地域の現状を踏まえ、対象事業者等と十分協議を行い、柔軟に対応するとともに、被害が生じている間は賠償措置を廃止しないこと。

2 観光への支援について

観光業について、地域資源を活かし会津地方が一体となって観光の振興に努めているが、風評被害は未だ払拭されてはいないことから、インバウンド観光客を含めた観光客数のさらなる増加に向けた支援を継続すること。

また、教育旅行者数の安定的な確保の観点からも、福島の実安全性の広報と誘客施策には国が積極的に支援し、福島が教育旅行の聖地となるような効果的な観光プロジェクト事業の展開を図ること。

「暮らしの安心・地域活性化」を創出するための要望

J R 只見線の持続的運行に向けた負担軽減について

平成23年7月の新潟・福島豪雨により橋りょうが流失し、会津川口駅から只見駅間が不通となっていたJ R 只見線については、上下分離方式により鉄道で復旧させる方針が取りまとめられ、平成30年6月から復旧工事に着手、令和4年10月に全線運転再開となりました。令和5年10月には全線運転再開1周年を迎え、現在に至るまで新潟・福島豪雨災害前の年間利用者を上回る盛り上がりを見せています。

また、復旧にあたっては黒字の鉄道事業者でも国の補助が受けられるよう、鉄道軌道整備法が改正され、J R 只見線を含む地方の赤字路線の災害復旧に向けて大きな弾みとなりました。

このようにJ R 只見線は、復旧後の運行体制を整えたところではありますが、上下分離方式の採用に伴う運営経費の負担は、地元市町村にとって重く、かつ、長期にわたるものであり、財政状況はさらに厳しくなるものと懸念されます。

また、J R 只見線の継続的な利活用により沿線地域の活性化が図られるためには、沿線地域のみならず会津地方全域にわたる観光客受入体制整備を含めた地域振興事業の推進が不可欠であることなど、持続可能な運行体制の維持が大きな課題となっております。

つきましては、会津地域振興のシンボルであるJ R 只見線が将来にわたって安定的な運行が確保されるよう、下記の事項を要望いたします。

記

1 市町村の負担軽減措置について

上下分離方式の採用に伴い地元自治体が負担する運営経費について、負担軽減を図ること。また、財政支援措置を講じること。

2 地域振興事業への支援について

只見線利活用計画に基づき展開される様々な地域振興事業及びインバウンドを含む観光客増加への協力・支援を行うこと。

「暮らしの安心・地域活性化」を創出するための要望

鉄道の充実・強化について

会津地方は国土縦走型の交通体系から離れた地域にあるため、鉄道交通の利便性強化が強く求められております。

当地方においては、ＪＲ磐越西線、ＪＲ只見線、会津鉄道会津線、野岩鉄道会津鬼怒川線が運行し、通勤や通学、さらに高齢者の買物や通院のための移動手段として利用され、運行本数の増加等、更なる利便性の向上が求められております。

また、当地方を訪れる観光客やビジネス客からは、高い速達性や定時性、車両空間の快適性なども求められており、今後も生活路線と観光路線の両面での強化が必要となっております。

特に、ＪＲ磐越西線においては、令和４年８月の豪雨により「濁川橋りょう」の倒壊を始め複数の個所が被災し一部区間で運転見合わせとなり、生活・観光路線としての重要性や充実・強化の必要性が認識されたところであり、令和６年１月には、喜多方駅及び塩川駅が開業１２０周年を迎え、地域住民の鉄道に対する想いは高まりを見せています。そうした中で、東日本旅客鉄道株式会社においては、会津若松～喜多方間の非電化を進める動き等があるため、地域住民からは将来的に鉄道が無くなることを危惧する声も聞かれるところです。

さらに、会津鉄道・野岩鉄道については、沿線地域の人口減少等により厳しい経営を強いられ、福島県と全会津１７市町村が一丸となり支援していますが、市町村財政も大変厳しい状況にあります。一方、列車の安全運行に対する投資は必要不可欠であることから、国・県による確実な財政支援を行うなど、当地方において重要な役割を担っている鉄道の充実・強化につきまして、下記の事項を要望いたします。

記

１ ＪＲ磐越西線について

- (1) 非電化に伴う地域住民の不安及び観光客等からのマイナスイメージを払拭するため、水素ハイブリッド車両などの新型車両の優先的な投入や、大型観光キャンペーン等を開催すること。
- (2) 利活用の促進に向けて、沿線自治体等で構成する枠組みに東日本旅客鉄道株式会社も参画し、積極的に連携を図ること。
- (3) 利便性と快適性を向上させるため、リクライニングが可能な指定座席を増設すること。
- (4) 運行時間の短縮や運行本数の増加が図られるよう、一部区間の複線化について検討すること。
- (5) 東北・上越両新幹線を結ぶ観光ルート開発のため、郡山～新潟間に特急列車、イベント列車及びリゾート列車等の運行充実を図ること。
- (6) 接続ダイヤの改正等、所要時間の短縮に向けた取組を継続して行うこと。

2 JR只見線について

- (1) 1両編成での運行は、混雑した際に乗客に迷惑をかけ只見線のマイナスイメージを与え、再訪を妨げる要因の一つとなることから、その解消を図ること。
- (2) ワンマン運行となり、乗車券購入のわずらわしさによる乗客へのサービス低下が生じていることから、キャッシュレス決済などのサービス導入を進め、利用客の利便性向上を図ること。
- (3) 只見線への乗り入れが始まった「海里」、「越乃Shu*Kura」及び臨時列車として継続運行している「風っこ会津只見号」など、様々な特別列車運行を充実させ、只見線の魅力向上と誘客推進を図ること。

また、同線は観光路線として高い評価を得ていることから、郡山駅や新潟駅から直通するリゾート列車を運行すること。

- (4) 海外に向けて、JR只見線から見える絶景などの魅力の発信を強化し、利用促進につなげること。
- (5) 運転本数の現状維持と利用しやすいダイヤの編成を図ること。

特に、帰宅時間帯には「会津若松～会津川口間」の上下線の運行を確保し、通勤通学の利用者の利便性向上を図ること。

また、令和4年度の福島県立大沼高等学校と坂下高等学校、会津農林高等学校と耶麻農業高等学校の統合以降、今後は利用状況の変化や地域の実情を十分に踏まえるとともに、全線運転再開による多くの観光客利用に対応するため、ダイヤの増便や改正又は車両追加を行うほか、JR磐越西線への乗り入れや乗り換えに伴う時間短縮などによる利便性向上を図ること。

- (6) 上越新幹線浦佐駅への直通乗り入れ及び当該直通列車に係る上越新幹線への乗り継ぎの円滑化を図ること。
- (7) 並走する国道252号の一部が冬期通行止めとなることから、豪雪に十分対応できる鉄道路線として安全・定時運行を確保し、防雪施設・除排雪車両の整備に万全を期すこと。

また、降雪等により計画運休を講じる場合は、代行バスを運行すること。

- (8) 無人駅近郊での地域活性化に係る事業について、協力・支援を行うこと。

3 第三セクター会津鉄道・野岩鉄道について

- (1) 第三セクターの会津鉄道及び野岩鉄道に対しては、両者の経営改善に係る計画に基づき、福島県と全会津17市町村が一体で経営安定化に向けた財政支援を行っているほか、コロナ禍や近年の物価・原油価格高に対しても必要な支援を行っております。

しかしながら、沿線地域の人口減少や観光客数の利用が伸び悩むなど、乗車人数はコロナ禍以前の水準に回復しておらず、両者の経営状況は極めて厳しいものとなっており、支援を行う市町村の財政負担も深刻なものとなっていることから、第三セクター鉄道に対する経営安定化のための支援措置の充実及び継続を図るとともに、市町村に対しても財政支援措置を講じること。

- (2) 安全性の確保を図るための鉄道軌道安全輸送設備等整備事業において、第三セクター鉄道が実施する設備や老朽化施設の更新に対する十分かつ確実な予算の確保に加え、国庫補助率の引き上げ及び車両検査に係る費用を対象事業とすることなど制度の拡充を図ること。
- (3) J R 喜多方駅における会津鉄道快速列車の運行本数の増加に努めるとともに、野岩鉄道並びに東武鉄道との連携のもと、鬼怒川温泉駅発新宿駅乗入れ特急列車の運行本数の増加と自由席の連結、並びに接続ダイヤの充実に努めること。
- (4) 「お座トロ展望列車」等イベント列車の喜多方駅乗り入れや、J R 只見線の乗り入れを増加し、会津鉄道・野岩鉄道の魅力を高め、集客が図られるように、紅葉シーズン等、定期的な運行の実現に努めること。

「暮らしの安心・地域活性化」を創出するための要望

交通施策の充実及び交通安全対策の推進等について

地域内を運行している公共交通機関は、他に交通手段を持たない住民の通学・通院、さらには食料品・日用品の買い物など、日常生活に欠かせない移動手段であります。

しかし、自動車利用の進展等により、地域公共交通の利用者は急激に減少しており、事業者は路線の廃止や減便を余儀なくされ、経営的にも困難な事態にまで追い込まれています。さらに新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、補助基準が見直されたところですが、コロナ禍において公共交通離れが一層進むとともに、エネルギー資源の高騰による運行路線の維持運営費が増額するなど、依然として公共交通事業は厳しい状況が継続しております。

また、すでに路線が休廃止された地域においては、地域住民の移動手段を確保するため、デマンド型交通システムによる乗合タクシー等が今後ますます重要な役割を果たすものと考えられます。

さらに、高齢者や子どもなど、いわゆる「交通弱者」への支援や交通事故の防止対策も喫緊の課題であることから、下記の事項を要望いたします。

記

1 地域公共交通への支援について

住民生活に必要不可欠な社会・経済活動の基盤を支える地域公共交通事業に必要な財源を確保すること。

また、運転手の高齢化に加え、担い手不足も課題となっていることから、運転手の確保や人材育成などに十分に取り組めるよう、必要な支援を行うこと。

2 地方バス路線について

- (1) 現行補助制度の補助率の引き上げや補助基準の見直し等、財政支援措置の維持・拡充を図ること。

とりわけ、広域的・幹線的バス路線が将来にわたり持続可能な公共交通手段として維持・確保するため再編等を行った路線については、補助要件の緩和等、財政支援措置の拡充を図ること。

- (2) 新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたが、その影響は未だ大きく、減便や運行路線の見直しなどによりこれまで同様、利用者の減少が危惧される。少子高齢化が進む過疎地域など、そもそも補助要件を満たすことが困難な地方の実情を考慮し、引き続き補助制度の基準緩和など路線バスの維持に向けた対策を講じること。

3 デマンド型交通システム及びコミュニティバスについて

地域の実態に即した運行を維持・継続していくため、地域公共交通確保維持改善事業による財政支援措置の拡充を図るとともに、制度面での柔軟な措置を講じること。

4 交通弱者支援について

買い物等が困難な交通弱者を支援する市町村の取り組みや民間事業者のサービスに対する財政支援措置を講じるとともに、制度面での柔軟な措置を講じること。

環境省 東北地方環境事務所

様

「会津を拓く重点要望事項」



会津総合開発協議会

【構成市町村】

会津若松市

猪苗代町

三島町

喜多方市

北塩原村

金山町

下郷町

西会津町

昭和村

檜枝岐村

会津坂下町

会津美里町

只見町

湯川村

南会津町

磐梯町

柳津町

表紙の「」は昭和 47 年公募により制定された会津総合開発協議会のシンボルマークです。

会津総合開発協議会は、誇りうる郷土会津の輝ける明日を拓くため、「会津はひとつ」の理念のもと、昭和 38 年に当時の全会津 28 市町村が集結し結成した団体です。これからも、郷土愛と地域開発へのあふれる情熱、そして各市町村の強固な結束力を糧として、郷土の発展を願い活動してまいります。

要 望 書

会津地方の振興につきましては、日頃より特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

豊かな自然と歴史、文化に恵まれた会津地方は、全国有数の観光地であるとともに、高速交通時代に対応した磐越自動車道や会津縦貫北道路、そして日本で最初のコンピュータ理工学を専門とする会津大学など、先人たちが築きあげてきた貴重な財産があります。

一方、会津地方においては、少子高齢化が加速度的に進行する中、社会保障費の増大や地域社会の活力の低下のほか、依然として継続している原子力発電所事故の風評被害や、近年多発する激甚災害への対応など地域課題が山積しております。

このような中、令和5年度においては、豪雨災害により一部区間が不通となっていたＪＲ磐越西線が全線再開通したことに加え、国道401号「博士峠バイパス」や会津縦貫南道路の一部区間である国道118号「小沼崎バイパス」が供用開始されるなど、当協議会の活動の成果が結実したところであります。

今後も引き続き、住民が安全・安心に暮らせる生活基盤の整備や、地域資源を活かした活力ある産業の創出、豊かで美しい自然や伝統文化の継承などを通して魅力ある地域社会を実現するためには、将来を見据えた新たな視点で自らを改革し、市町村同士や国県をはじめとする関係機関、さらには地域住民との協力のもと、多種多様な施策の展開が求められております。

つきましては、各種施策の実行と予算の確保にあたり、特段のご支援、ご高配を賜りますよう、全会津17市町村の首長並びに議会議長により組織する会津総合開発協議会として強く要望するものであります。

令和6年5月9日

会 津 総 合 開 発 協 議 会

会長 会津若松市長 室 井 照 平

会津総合開発協議会 会員名簿

(市町村長)

会津若松市長	室 井 照 平
喜多方市長	遠 藤 忠 一
下郷町長	星 學
檜枝岐村長	平 野 信 之
只見町長	渡 部 勇 夫
磐梯町長	佐 藤 淳 一
猪苗代町長	二 瓶 盛 一
北塩原村長	遠 藤 和 夫
西会津町長	薄 友 喜
会津坂下町長	古 川 庄 平
湯川村長	佐 野 盛 至
柳津町長	小 林 功
三島町長	矢 澤 源 成
金山町長	押 部 源二郎
昭和村長	舟 木 幸 一
会津美里町長	杉 山 純 一
南会津町長	渡 部 正 義

(市町村議会議長)

会津若松市議会議長	清 川 雅 史
喜多方市議会議長	小 林 時 夫
下郷町議会議長	湯 田 健 二
檜枝岐村議会議長	星 浩 彦
只見町議会議長	佐 藤 孝 義
磐梯町議会議長	鈴 木 久 一
猪苗代町議会議長	後 藤 公 男
北塩原村議会議長	五十嵐 善 清
西会津町議会議長	伊 藤 一 男
会津坂下町議会議長	赤 城 大 地
湯川村議会議長	小 野 澄 雄
柳津町議会議長	齋 藤 正 志
三島町議会議長	青 木 喜 章
金山町議会議長	五ノ井 義 一
昭和村議会議長	渡 部 節 雄
会津美里町議会議長	大 竹 惣
南会津町議会議長	山 内 政

目 次

【重点要望事項】

「強い産業基盤」を確立するための要望

森林の整備と林業の振興について	1
-----------------	---

「暮らしの安心・地域活性化」を創出するための要望

鳥獣被害対策に係る支援について	3
-----------------	---

森林の整備と林業の振興について

森林の持つ役割は、二酸化炭素を吸収し地球温暖化を抑制することはもとより、洪水や渇水を防ぎ豊かな水を提供することなど、多面的であり都市部にもその恩恵が及んでいます。会津地方においても、総面積の約8割を森林が占めており、豊かな自然環境は住民生活に大きく貢献しています。

しかしながら、社会・経済状況の急激な変化により林業は減退し、担い手不足や高齢化、採算性の悪化により所有者の経営意欲は低下するなど、森林・林業を取り巻く環境は、ますます厳しくなっています。加えて伐採・再造林という林業のサイクルが成り立たず、山腹崩壊や倒木の発生により森林の機能（森林力）の低下が大きな問題となっています。

こうしたなか、令和3年6月に閣議決定された新たな「森林・林業基本計画」において、森林・林業・木材産業による「グリーン成長」を掲げ、森林を適正に管理し、林業・木材産業の持続性を高めながら成長・発展させることで、2050年カーボンニュートラルも見据えた豊かな社会経済の実現に向けた取組を推進していくことを示しています。このためには、地域が一体となり、森林整備や林業振興及び木材のエネルギー利用を連携させた取組みを進めていくことが必要不可欠ですが、これらの取組は単独自治体のみで進めるものではなく、広域的に取り組んでいくことによって、地域経済の活性化につながるものです。

一方、近年、豪雨災害が激甚化・頻発化し、各地に甚大な被害が発生している状況を踏まえ、国土保全の観点から、森林の持つ防災減災機能を発揮させるため、適切な森林整備や治山対策を進めていく必要があります、森林の利用と保全とのバランスを保っていくことが重要です。

つきましては、このような地域の実情を勘案し、下記の事項を要望いたします。

記

1 森林整備の推進と林業の振興について

- (1) 林業及び木材産業の持続的な発展のため、地域が一体となり、森林整備、林業振興及び木材のエネルギー利用を連携させ、林業採算性の向上と森林資源の永続的な循環を図る先進的な取組に対し、優先的かつ重点的な支援措置を講じること。
- (2) 地球温暖化防止、国土保全、水源涵養、景観形成など森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくため、森林整備事業や治山事業などへ必要な財源を確保すること。
- (3) バイオマスエネルギーの利用拡大に向けた総合的な取組を推進する観点から、木質バイオマスの需要拡大及び安定供給を進めるためのさらなる支援措置を講じること。

- (4) 令和元年4月に「森林経営管理法」が施行され、森林所有者自らが森林を経営管理することが求められているが、私有林の小規模・分散的な所有構造に加え、立木価格が長期的に廉価であることや森林所有者の世代交代により、森林への関心が薄れ、所有者としての意識が希薄となり経営意欲が低下している現状にある。そのため、所有者自らが「森林は所有者個人の財産」と強く認識し、木材価格を上昇させ、所有する森林の価値を高め、所有者自らが森林に関心をもって森林の適切な経営や管理を行うことができる制度創設及び支援措置を講じること。

2 国産材の利用促進について

- (1) 林道・作業道の整備促進を図り、国産材の安定供給を推進すること。
- (2) 国産材を使用した建築に対し、その費用の一部を支援するなどの財政措置を実施すること。

鳥獣被害対策に係る支援について

会津地方の中山間地域では過疎化や高齢化などの様々な要因が重なり、野生鳥獣の生息域が年々拡大傾向にあり、人間の生活域への出没が多くなっています。また、近年はツキノワグマやイノシシが平野部へ出没するなど大変深刻な状況にあり、ツキノワグマやイノシシによる人的被害も発生しており、住民は日常生活や農作業を安心して行うことができずに不安を抱えながらの生活を余儀なくされています。

このような中、国が実施する「野生鳥獣による農作物被害状況調査」によると、会津地方ではイノシシによる被害が最も多く、農作物被害額のうち、イノシシによる被害額は全体額の約4割を占めている状況です。加えてニホンジカの生息数の増加及び生息域の拡大により、今後さらなる被害増加が危惧される状況にあります。

さらに、ニホンジカの侵入・被害は、会津地方南部から会津全域に拡大しており、尾瀬国立公園においては、ニッコウキスゲ等の希少な高山植物の食害も深刻な状況となっていたことから、環境省、林野庁、福島県による各種対策により、一定の成果が出ておりますが、貴重な高山植物の群生地である会津地方北部の雄国沼においてもニホンジカの存在が確認されているため、引き続き連携しながら対応をしていく必要があります。

この野生鳥獣の生息数の増加及び生息域の拡大は、農林業被害や観光産業への影響等による経済的な損失にとどまらず、農業生産活動の低下や森林生態系の悪化を引き起こし、過疎化の進行に拍車をかけるものであり、これらを未然に防ぐための広域的かつ効果的な対策が喫緊の課題となっています。

つきましては、地域住民の安全・安心な生活の確保と農林業被害の軽減、更には中山間地域の振興を図るため、下記の事項を要望いたします。

記

1 鳥獣被害対策における抜本的対策の強化及び財源確保について

鳥獣被害の深刻化・広域化への対応は、自治体や地域住民での取組だけでは限界にきており、鳥獣被害防止対策の三本柱とされる被害防除、捕獲、生息環境管理それぞれに係る補助金・交付金について、十分な財源の確保と制度の拡充を図ること。

2 ニホンジカ及びイノシシ対策について

- (1) ニホンジカの生息域は拡大する一方で、尾瀬国立公園では希少な高山植物の食害対策は引き続き必要な状況にあること、また、ニホンジカの侵入・被害が会津地方北部の雄国沼をはじめとして全域に拡大していることから、移動ルートや越冬地の解明を進め、森林整備等の森林生態系破壊や農作物被害への効果的な対策を支援すること。

- (2) イノシシについても生息域は拡大し、集落内や農地の掘り起こしなど生活環境被害や農作物被害が急速に増加しているほか人身被害も発生していることから、早急に効果的な対策を支援すること。

3 捕獲圧の強化について

ニホンジカ及びイノシシの生息域は拡大傾向にあり、一層の捕獲圧の強化が必要であることから、狩猟免許等の取得希望者の支援をするとともに、捕獲活動を適切に行うことが出来る人材の育成支援を長期的かつ継続的に行い、被害防止対策を実施する担い手の確保に努めること。

4 ツキノワグマの捕獲に係る麻醉銃所持者の拡充について

市街地に出没するツキノワグマが増加している状況において、麻醉銃による捕獲に対応できる人材が限られており、現地到着まで時間を要する事例があることから、迅速な対応により人的被害を未然に防止できるよう、麻醉銃所持者を増員すること。

5 鳥獣被害防止総合対策交付金制度運用について

市町村が計画する対策を年度当初から速やかに実施することで、より効果的な鳥獣被害対策が可能となることから、要望額どおりの交付決定及び早期の交付に努めること。

また、交付金における整備事業については、販売用農作物の被害が一定程度発生していない集落に対し、費用対効果の関係で交付金が活用できないことから、農村集落の農地維持のためにも、自家用農作物の生産も支援するよう補助要件の緩和や柔軟な措置を講じること。

6 国立公園内の環境整備について

ツキノワグマの生息域は拡大し、磐梯朝日国立公園内の集落や生活道路、遊歩道、登山道での目撃が相次いでいるほか、観光客が襲われるなど人身被害も発生していることから、地域住民や観光客の安全・安心を確保するためにも、国立公園内の誘引木の伐採や刈り払いについて、制度面での柔軟な措置を講じること。

農林水産省 東北農政局

様

「会津を拓く重点要望事項」



会津総合開発協議会

【構成市町村】

会津若松市

猪苗代町

三島町

喜多方市

北塩原村

金山町

下郷町

西会津町

昭和村

檜枝岐村

会津坂下町

会津美里町

只見町

湯川村

南会津町

磐梯町

柳津町

表紙の「」は昭和 47 年公募により制定された会津総合開発協議会のシンボルマークです。

会津総合開発協議会は、誇りうる郷土会津の輝ける明日を拓くため、「会津はひとつ」の理念のもと、昭和 38 年に当時の全会津 28 市町村が集結し結成した団体です。これからも、郷土愛と地域開発へのあふれる情熱、そして各市町村の強固な結束力を糧として、郷土の発展を願い活動してまいります。

要 望 書

会津地方の振興につきましては、日頃より特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

豊かな自然と歴史、文化に恵まれた会津地方は、全国有数の観光地であるとともに、高速交通時代に対応した磐越自動車道や会津縦貫北道路、そして日本で最初のコンピュータ理工学を専門とする会津大学など、先人たちが築きあげてきた貴重な財産があります。

一方、会津地方においては、少子高齢化が加速度的に進行する中、社会保障費の増大や地域社会の活力の低下のほか、依然として継続している原子力発電所事故の風評被害や、近年多発する激甚災害への対応など地域課題が山積しております。

このような中、令和5年度においては、豪雨災害により一部区間が不通となっていたＪＲ磐越西線が全線再開通したことに加え、国道401号「博士峠バイパス」や会津縦貫南道路の一部区間である国道118号「小沼崎バイパス」が供用開始されるなど、当協議会の活動の成果が結実したところであります。

今後も引き続き、住民が安全・安心に暮らせる生活基盤の整備や、地域資源を活かした活力ある産業の創出、豊かで美しい自然や伝統文化の継承などを通して魅力ある地域社会を実現するためには、将来を見据えた新たな視点で自らを改革し、市町村同士や国県をはじめとする関係機関、さらには地域住民との協力のもと、多種多様な施策の展開が求められております。

つきましては、各種施策の実行と予算の確保にあたり、特段のご支援、ご高配を賜りますよう、全会津17市町村の首長並びに議会議長により組織する会津総合開発協議会として強く要望するものであります。

令和6年5月9日

会 津 総 合 開 発 協 議 会

会長 会津若松市長 室 井 照 平

会津総合開発協議会 会員名簿

(市町村長)

会津若松市長	室 井 照 平
喜多方市長	遠 藤 忠 一
下郷町長	星 學
檜枝岐村長	平 野 信 之
只見町長	渡 部 勇 夫
磐梯町長	佐 藤 淳 一
猪苗代町長	二 瓶 盛 一
北塩原村長	遠 藤 和 夫
西会津町長	薄 友 喜
会津坂下町長	古 川 庄 平
湯川村長	佐 野 盛 至
柳津町長	小 林 功
三島町長	矢 澤 源 成
金山町長	押 部 源二郎
昭和村長	舟 木 幸 一
会津美里町長	杉 山 純 一
南会津町長	渡 部 正 義

(市町村議会議長)

会津若松市議会議長	清 川 雅 史
喜多方市議会議長	小 林 時 夫
下郷町議会議長	湯 田 健 二
檜枝岐村議会議長	星 浩 彦
只見町議会議長	佐 藤 孝 義
磐梯町議会議長	鈴 木 久 一
猪苗代町議会議長	後 藤 公 男
北塩原村議会議長	五十嵐 善 清
西会津町議会議長	伊 藤 一 男
会津坂下町議会議長	赤 城 大 地
湯川村議会議長	小 野 澄 雄
柳津町議会議長	齋 藤 正 志
三島町議会議長	青 木 喜 章
金山町議会議長	五ノ井 義 一
昭和村議会議長	渡 部 節 雄
会津美里町議会議長	大 竹 惣
南会津町議会議長	山 内 政

目 次

【重点要望事項】

「強い産業基盤」を確立するための要望

農業の振興について	1
国営かんがい排水事業等の整備促進について	5

「暮らしの安心・地域活性化」を創出するための要望

原子力発電所事故に伴う風評被害対策について	6
野生きのこ等の出荷制限解除について	7
鳥獣被害対策に係る支援について	8

農業の振興について

会津地域の重要な基幹産業の一つであり、地域経済を支えてきた農業は、単に食料の供給にとどまらず、国土の保全や水源の涵養、良好な景観の形成等の多面的機能を有する重要な生命産業であり、世界の食料事情が深刻化する中、食料や農業生産資材の多くを海外に依存する我が国にとって、これらの安定的な確保とともに、食料自給率・自給力を高めていくことが喫緊の課題となっております。

一方、食の安全・安心への関心が高まり、国内産農作物の消費拡大や地産地消の機運も高まっているものの、若年層の農業離れや担い手不足、農業従事者の高齢化など農業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

また、会津地域の農業者は、人口減少等による主食用米の需要減少を見込んだ米の生産や収益性の高い園芸作物の導入などの農業経営の転換が求められているほか、ウクライナ情勢等に起因した農業生産資材費の高騰により、厳しい農業経営が続くものと見込まれます。

農家の営農意欲の減退は、離農や耕作放棄地の拡大に繋がりがねず、ひいては農地の荒廃による新たな土砂災害や鳥獣被害の増加も危惧されるところです。

つきましては、農業者の安定した生産と経営のため、下記の事項を要望いたします。

記

1 食料安全保障対策の強化について

- (1) 世界的に食料の安定供給、食料安全保障の重要性が高まっているところであり、これらは国の基本的な責務であることから、先進国の中でも低水準にある我が国の食料自給率を向上させるため適地適作の視点に立った農産物の生産振興と国産農産物の生産基盤強化・消費拡大に積極的に取り組むこと。さらに、食料の安定供給や食料生産等に大きな支障が発生した場合に備え、農業生産資材等の調達先の多様化と備蓄の強化を図ること。
- (2) 将来にわたり食料が安定的に供給できる体制を確立するため、農業者が再生産可能な所得が確保できる適正な価格形成に向けた仕組みづくりや食料安全保障のための直接支払制度の創設を図ること。

2 水田農業の経営安定化について

- (1) 米価下落の原因となっている過剰在庫を解消するため、国が主食用米の新たな消費拡大策を展開するほか、非主食用米への転換に向けた更なる支援や助成拡充を図ること。

- (2) 水田農業の経営安定化に向け、米の需給と価格の安定が図られるよう万全の対策を講じるとともに、水田活用の直接支払交付金の拡充・恒久化や収入保険制度とナラシ対策の一体化を進めるなど農業セーフティネットの充実を図ること。
- (3) 飼料用米の多収品種の推進に向けて、種子注文の動向を捉え、種子の確保を確実なものにすること。
- (4) 5年間に一度も水張りが行われない水田を交付対象から除外するルールについては、担い手の減少や耕作放棄地の増加など、地域農業に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、水田利用の実態を踏まえた制度運用とすること。

3 畑作物の本作化対策について

水田活用の直接支払交付金の見直しを受け、生産現場では将来の産地形成に向けた話し合いや取組に着手していることから、畑地化した場合には確実に支援がなされるよう必要な予算を確保すること。

4 農業生産資材高騰対策について

ウクライナ情勢の長期化等により農業生産資材の更なる価格上昇が懸念されることから、肥料や飼料等の農業生産資材の高騰に対応した支援策を拡充するとともに、新たな価格低減対策を講じること。

5 農産物輸出・風評対策について

農産物の輸出に係る規制撤廃・数量拡大及び風評対策について、政府が一体となり、国全体で強力に推進すること。

6 農業農村整備事業の推進について

食料の安定供給や農業生産性の向上の観点からは場整備や農道整備さらには老朽化した基幹水利施設や水管理システムの整備・更新は、維持管理費の軽減による安定した農業経営を図るためにも必要不可欠なことから、農業農村整備に係る十分な予算を確保すること。

7 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮について

多面的機能支払交付金については、農用地、水路、農道等、地域資源の適切な保全・管理に大変有効であることから、今後も共同活動や長寿命化活動を着実に推進するため要望量に見合う予算を確保するとともに、速やかに交付すること。

また、活動組織の負担軽減を図るため、交付金事務の簡素化を図ること。

8 農業資源等を活かした交流人口の拡大について

地域の農林産物や気候風土、農村文化を生かした体験活動などを通じ、都市と農山漁村の交流人口の拡大を図り地域の活性化を進めるべく、都市住民や訪日外国人らによる農山漁村滞在の拡充に向けた施策を推進するとともに、地域の取組を支援すること。

9 新規就農者や多様な担い手の確保・育成について

- (1) 新規就農者育成総合対策の活用による交付金給付の支援は、意欲ある新規就農者の初期段階の経営安定と地域農業の担い手確保・育成にあたり重要な制度であることから、認定新規就農者への交付及び継続交付対象者への満額交付に要する予算を確実に確保するとともに、各事業の採択の可否を速やかに示すなど対応を講じること。
- (2) 地域農業を支える担い手の育成・確保や経営体質の強化に向け、営農形態や規模等の段階に応じ、農業用機械・施設の整備に対する支援の充実を図るとともに、予算の確保に努めること。

また、近年、猛暑による高温障害や生産コストの上昇など経営リスクが多様化していることから、様々なリスクに対応できるような総合的なセーフティネットのあり方を検討すること。

10 「強い農業づくり総合支援交付金」の採択要件緩和について

会津食肉センターは、施設・設備の老朽化が著しく、再整備が必要な状況となっているが、国補助事業の対象外であることから、地域における基幹的な食肉処理施設であるにも関わらず整備ができない状況にある。

このため、国補助事業の採択にあたり、特に会津地方特産の馬肉の安定的な食肉処理の観点からも、地域の実状に即した施設整備を行うため単に県内食肉処理施設の再編を前提とせず、かつ1日当たりの処理能力に係る要件を緩和すること。

11 「地域計画」の策定に向けた取組について

- (1) 農業上の利用を行う農用地等の区域全てについて、令和6年度末までに「地域計画」を策定することが求められているが、その基礎となる「実質化された人・農地プラン」が未作成の地域も多く、市町村によって集落数や実情も様々であることから、策定期限を延長すること。
- (2) 「地域計画」においては、将来、農地を利用する者として、これまでの「人・農地プラン」の中心経営体に加え、継続的に農地利用を行う中小規模の経営体や農業を副業的に営む経営体等の位置付けも可能となるが、これらの多様な経営体を将来の地域の担い手として育成し、農地集積・集約化に結び付けられるよう支援策を講じること。
- (3) 「地域計画」の策定が困難な地域の農業者が不利益を被ることがないように、緩和措置を講じること。
- (4) 利用権設定等促進事業が農地中間管理事業に移行するにあたり、地域計画が策定されていない集落の農業者への対応や、農業者年金受給手続きにおける対応などの考え方を早急に示すこと。

また、農地中間管理機構の取扱い手数料について農業者の負担とならないよう支援を行うこと。

- (5) 地域計画を策定するにあたり市町村の取組を支援する「地域計画策定推進緊急対策事業」について、対象となる取組が限定的で活用し難いものであるため、柔軟に活用できる制度とすること。

「強い産業基盤」を確立するための要望

国営かんがい排水事業等の整備促進について

会津地方は、全国でも有数の米の産地であるとともに、風土に適合した野菜や果物などが高品質で生産される優良農業地帯であります。

これも、国営会津北部土地改良事業（昭和48年度から平成3年度）及び国営会津南部土地改良事業（昭和52年から平成5年度）などにより、頭首工や用水路等の基幹農業水利施設が整備され、農業生産性の向上と農業経営の安定化が図られたことによるものです。

しかしながら、両事業により整備された施設は、経年劣化により農業用水の安定供給に支障を来すとともに、施設の維持管理に多大な費用と労力を要していたことから、新たに国営かんがい排水事業として「会津南部地区（平成27年度から令和6年度予定）」及び「会津北部地区（平成28年度から令和6年度予定）」が事業採択され、既存の頭首工や用水路等の農業水利施設の更新等や既設小水力発電所の改修が進められております。

つきましては、施設の長寿命化を目的とした改修により、農業用水の安定供給と施設の維持管理経費の軽減を図るとともに、農業生産性の維持・向上と農業経営の安定化を図るため、一日でも早く事業が完了し、早期に整備効果が発揮されるよう下記の事項を要望いたします。

記

国営かんがい排水事業「会津南部地区」及び「会津北部地区」について、計画的な事業の推進により、早期の整備完了を図ること。

また、その他の国営かんがい排水事業等で整備した施設についても、施設の状況等を鑑み、長寿命化に向けた調査と対策を進めること。

原子力発電所事故に伴う風評被害対策等について

東日本大震災、原子力発電所事故から10年以上が経過し、その間、NHK大河ドラマ「八重の桜」の放送、ふくしまデスティネーションキャンペーンの開催、「会津の三十三観音めぐり」の日本遺産認定、そして東武鉄道の新型特急による首都圏との直結運行開始など明るい話題とともに、事故後に落ち込んだ観光客数も回復傾向にあり、一見すると会津地方は事故前と変わらない状況を取り戻したかのように思われております。

しかしながら、現在においても風評の影響は根強く、令和5年8月にはALPS処理水の海洋放出が開始され、県内の農業をはじめとする地場産業や観光客数、教育旅行者数など産業面における今後のさらなる風評の発生も懸念されることから、その対策を継続して実施する必要があります。

つきましては、下記の事項を要望いたします。

記

農林畜産業について、会津地方は一丸となり地元農産物をはじめ特産物や畜産物の販促に努めていることから、国においても被災県の販売イベント等の開催について支援するとともに、各関係機関へ積極的な働きかけを行うこと。

野生きのこの出荷制限解除について（林野庁）

東京電力福島第一原子力発電所から遠く離れている会津地方においても、野生きのこの出荷制限が継続しており、風評被害に止まらず事故に起因する直接的な被害は未だ解決されていません。

特に、会津地方の中山間地域において「野生きのこ」は秋の旬を代表する食材であり、貴重な観光資源でもあります。令和5年に検査方法のガイドラインが見直され、マツタケ・ネマガリタケに加えてナメコ・ナラタケ・ムキタケの非破壊検査機器によるモニタリング検査の実用化が示されたところではありますが、他の主要な野生きのこは出荷制限が継続していることから、観光資源として活かすことが出来ない状況にあります。

加えて、会津地域では、指標値50ベクレルを超える原木林も未だ見受けられ、きのこ原木の生産についても停止している状況にあります。

全国でも有数の出荷量を誇るきのこ原木生産地の再生と安全なきのこ原木林を次世代に引き継ぐため、原木林の再生は、地域振興にとっても必要不可欠な事業であります。

つきましては、原子力発電所事故前の状態に戻すための取組として、下記の事項を要望いたします。

記

1 野生きのこの出荷制限解除について

一部の野生きのこについては、非破壊検査機器により基準値を下回ることが確認された場合は出荷が認められているが、他の主要な野生きのこ・山菜についても同様に安全性の確認を徹底しつつ簡易な検査を行って出荷できるよう検証を進めること。

また、検査体制の構築にあたっては、野生きのこの出荷をなりわいとしている方の負担軽減に向け、当地方において県の検査機関として整備すること。

2 林産物のモニタリング検査のあり方について

地域の貴重な観光資源である野生きのこや山菜については、安全性の確認を徹底しながら、これまでの検査結果を踏まえ、採取者等の負担軽減に向けモニタリング検査のあり方について見直しを図ること。

3 広葉樹林再生事業の継続実施について

次世代のきのこ原木林再生のため、本事業を令和7年度以降も継続すること。

鳥獣被害対策に係る支援について

会津地方の中山間地域では過疎化や高齢化などの様々な要因が重なり、野生鳥獣の生息域が年々拡大傾向にあり、人間の生活域への出没が多くなっています。また、近年はツキノワグマやイノシシが平野部へ出没するなど大変深刻な状況にあり、ツキノワグマやイノシシによる人的被害も発生しており、住民は日常生活や農作業を安心して行うことができずに不安を抱えながらの生活を余儀なくされています。

このような中、国が実施する「野生鳥獣による農作物被害状況調査」によると、会津地方ではイノシシによる被害が最も多く、農作物被害額のうち、イノシシによる被害額は全体額の約4割を占めている状況です。加えてニホンジカの生息数の増加及び生息域の拡大により、今後さらなる被害増加が危惧される状況にあります。

さらに、ニホンジカの侵入・被害は、会津地方南部から会津全域に拡大しており、尾瀬国立公園においては、ニッコウキスゲ等の希少な高山植物の食害も深刻な状況となっていたことから、環境省、林野庁、福島県による各種対策により、一定の成果が出ておりますが、貴重な高山植物の群生地である会津地方北部の雄国沼においてもニホンジカの存在が確認されているため、引き続き連携しながら対応をしていく必要があります。

この野生鳥獣の生息数の増加及び生息域の拡大は、農林業被害や観光産業への影響等による経済的な損失にとどまらず、農業生産活動の低下や森林生態系の悪化を引き起こし、過疎化の進行に拍車をかけるものであり、これらを未然に防ぐための広域的かつ効果的な対策が喫緊の課題となっています。

つきましては、地域住民の安全・安心な生活の確保と農林業被害の軽減、更には中山間地域の振興を図るため、下記の事項を要望いたします。

記

1 鳥獣被害対策における抜本的対策の強化及び財源確保について

鳥獣被害の深刻化・広域化への対応は、自治体や地域住民での取組だけでは限界にきており、鳥獣被害防止対策の三本柱とされる被害防除、捕獲、生息環境管理それぞれに係る補助金・交付金について、十分な財源の確保と制度の拡充を図ること。

2 ニホンジカ及びイノシシ対策について

- (1) ニホンジカの生息域は拡大する一方で、尾瀬国立公園では希少な高山植物の食害対策は引き続き必要な状況にあること、また、ニホンジカの侵入・被害が会津地方北部の雄国沼をはじめとして全域に拡大していることから、移動ルートや越冬地の解明を進め、森林整備等の森林生態系破壊や農作物被害への効果的な対策を支援すること。
- (2) イノシシについても生息域は拡大し、集落内や農地の掘り起こしなど生活環境被害や農作物被害が急速に増加しているほか人身被害も発生していることから、早急に効果的な対策を支援すること。

3 捕獲圧の強化について

ニホンジカ及びイノシシの生息域は拡大傾向にあり、一層の捕獲圧の強化が必要であることから、狩猟免許等の取得希望者の支援をするとともに、捕獲活動を適切に行うことが出来る人材の育成支援を長期的かつ継続的に行い、被害防止対策を実施する担い手の確保に努めること。

4 鳥獣被害防止総合対策交付金制度運用について

市町村が計画する対策を年度当初から速やかに実施することで、より効果的な鳥獣被害対策が可能となることから、要望額どおりの交付決定及び早期の交付に努めること。

また、交付金における整備事業については、販売用農作物の被害が一定程度発生していない集落に対し、費用対効果の関係で交付金が活用できないことから、農村集落の農地維持のためにも、自家用農作物の生産も支援するよう補助要件の緩和や柔軟な措置を講じること。

5 森林整備の充実強化について（林野庁）

人の生活圏と隣接している森林について、緩衝帯整備等の鳥獣対策を目的とした森林整備を継続的に支援すると共に、鳥獣の生息場所や移動経路になることを防止する観点から、樹木の伐採や下草刈り等の適切な維持管理を計画的かつ継続的に実施すること。

財務省 東北財務局

様

「会津を拓く重点要望事項」



会津総合開発協議会

【構成市町村】

会津若松市

猪苗代町

三島町

喜多方市

北塩原村

金山町

下郷町

西会津町

昭和村

檜枝岐村

会津坂下町

会津美里町

只見町

湯川村

南会津町

磐梯町

柳津町

表紙の「」は昭和 47 年公募により制定された会津総合開発協議会のシンボルマークです。

会津総合開発協議会は、誇りうる郷土会津の輝ける明日を拓くため、「会津はひとつ」の理念のもと、昭和 38 年に当時の全会津 28 市町村が集結し結成した団体です。これからも、郷土愛と地域開発へのあふれる情熱、そして各市町村の強固な結束力を糧として、郷土の発展を願い活動してまいります。

要 望 書

会津地方の振興につきましては、日頃より特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

豊かな自然と歴史、文化に恵まれた会津地方は、全国有数の観光地であるとともに、高速交通時代に対応した磐越自動車道や会津縦貫北道路、そして日本で最初のコンピュータ理工学を専門とする会津大学など、先人たちが築きあげてきた貴重な財産があります。

一方、会津地方においては、少子高齢化が加速度的に進行する中、社会保障費の増大や地域社会の活力の低下のほか、依然として継続している原子力発電所事故の風評被害や、近年多発する激甚災害への対応など地域課題が山積しております。

このような中、令和5年度においては、豪雨災害により一部区間が不通となっていたＪＲ磐越西線が全線再開通したことに加え、国道401号「博士峠バイパス」や会津縦貫南道路の一部区間である国道118号「小沼崎バイパス」が供用開始されるなど、当協議会の活動の成果が結実したところであります。

今後も引き続き、住民が安全・安心に暮らせる生活基盤の整備や、地域資源を活かした活力ある産業の創出、豊かで美しい自然や伝統文化の継承などを通して魅力ある地域社会を実現するためには、将来を見据えた新たな視点で自らを改革し、市町村同士や国県をはじめとする関係機関、さらには地域住民との協力のもと、多種多様な施策の展開が求められております。

つきましては、各種施策の実行と予算の確保にあたり、特段のご支援、ご高配を賜りますよう、全会津17市町村の首長並びに議会議長により組織する会津総合開発協議会として強く要望するものであります。

令和6年5月9日

会 津 総 合 開 発 協 議 会

会長 会津若松市長 室 井 照 平

会津総合開発協議会 会員名簿

(市町村長)

会津若松市長	室 井 照 平
喜多方市長	遠 藤 忠 一
下郷町長	星 學
檜枝岐村長	平 野 信 之
只見町長	渡 部 勇 夫
磐梯町長	佐 藤 淳 一
猪苗代町長	二 瓶 盛 一
北塩原村長	遠 藤 和 夫
西会津町長	薄 友 喜
会津坂下町長	古 川 庄 平
湯川村長	佐 野 盛 至
柳津町長	小 林 功
三島町長	矢 澤 源 成
金山町長	押 部 源二郎
昭和村長	舟 木 幸 一
会津美里町長	杉 山 純 一
南会津町長	渡 部 正 義

(市町村議会議長)

会津若松市議会議長	清 川 雅 史
喜多方市議会議長	小 林 時 夫
下郷町議会議長	湯 田 健 二
檜枝岐村議会議長	星 浩 彦
只見町議会議長	佐 藤 孝 義
磐梯町議会議長	鈴 木 久 一
猪苗代町議会議長	後 藤 公 男
北塩原村議会議長	五十嵐 善 清
西会津町議会議長	伊 藤 一 男
会津坂下町議会議長	赤 城 大 地
湯川村議会議長	小 野 澄 雄
柳津町議会議長	齋 藤 正 志
三島町議会議長	青 木 喜 章
金山町議会議長	五ノ井 義 一
昭和村議会議長	渡 部 節 雄
会津美里町議会議長	大 竹 惣
南会津町議会議長	山 内 政

目 次

【最重点要望事項】

地方財源の充実と確保について	1
--------------------------	---

【重点要望事項】

「国土の強靱化」を推進するための要望

道路の整備促進について	4
-----------------------	---

社会資本総合整備事業の充実について	6
-----------------------------	---

「強い産業基盤」を確立するための要望

企業誘致支援と金融対策支援について	7
-----------------------------	---

「暮らしの安心・地域活性化」を創出するための要望

原子力発電所事故に伴う風評被害対策について	8
---------------------------------	---

最重点要望事項

地方財源の充実と確保について

市町村が地域住民のニーズに応え、福祉や教育など日常生活に欠かすことのできない行政サービスを提供し、地域の活性化を図るためには、地方財政の安定と拡充が必要不可欠であります。

しかしながら、大企業の集積が乏しく人口減少が進む会津地方においては、厳しい社会経済状況が継続し、市町村税など税収が伸び悩む一方で、高齢化の進展により、社会保障関係費は増加の一途をたどっており、今後ますます厳しい財政運営を強いられるものと想定されます。

また、当地方では、降雪時の除排雪業務や除雪体制の維持等に係る費用、さらには、公共施設の老朽化や増え続ける空き家への対策費用などについても、市町村共通の大きな課題となっております。

さらに、ウクライナや中東情勢等による世界的な原油高・物価高が長期化し、住民生活はもとより地方自治体の財政運営にも多大な影響を及ぼしており、先行きが不透明な状況が続いているところです。

つきましては、市町村行政において、少子・高齢化と人口減少が進む状況にあっても、安定的な財政運営が図られるとともに、国が目指すデフレ完全脱却にも的確に対応できるよう、下記の事項を強く要望いたします。

記

1 地方交付税について

- (1) 財政力の差により市町村間で大きな格差が生じることなく、地方の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを担えるよう、地方交付税の所要額を確保し、国と地方の財源調整及び地方公共団体全体における財源保障の両機能の強化を図ること。
- (2) 医療、福祉、生活保護、子育て支援等の社会保障費の急激な増大と世界情勢の変化等に起因する物価高の影響により、地方負担も大幅に増大している現状を踏まえ、必要な財源を的確に把握し、地方交付税に反映させること。
- (3) 大都市圏と比較し地方では、税収等の財政力に大きな格差があることに加え、小規模自治体では、医療や公共交通などの公的サービスや、就職先等の住民の選択肢についても周辺自治体との格差が生じている。

また、全国的な少子高齢化・人口減少についても、東京一極集中が是正されないなかにあっては、地方、特に小規模自治体での影響が著しい。

そのため、普通交付税の算定にあたっては、「人口」を測定単位とする費目における補正係数の見直し等において、地方に配慮した財源措置を行うこと。

2 地方税源の充実について

住民生活に直結する行政サービスに係る財政需要の急増に対応するため、地方消費税の拡充を図ること。

3 除雪にかかる財政支援の拡充について

積雪の多い会津地方では、降雪時に速やかに除雪や排雪を行うためには多額の費用を要し、また、降雪量の少ない年でも、常時除雪体制を維持するために相当の費用が必要なことから、地域住民の安全・安心な生活を守るため除雪に係る財政支援を拡充すること。

4 公共施設等の老朽化対策について

市町村における厳しい財政状況を踏まえ、計画的な施設の改修や設備の更新など公共施設等の長寿命化に向けた取組に係る財政支援を拡充すること。

また、財政力の低い地方自治体にとって、公共施設の更新といった大規模事業の償還金は後年度負担も大きく、現在の財政措置では不十分であることから、公共施設等適正管理推進事業債の交付税措置について財政力が低い地方自治体に手厚くすること。

5 「空き家対策」に関する財政支援等の拡充について

増加する空き家対策は市町村にとって大きな課題であり、空き家の実態や状況の確認のほか、リノベーションや除去等に取り組む場合でも、想定以上の事業費を要するなど、現在の制度では市町村の財政負担が大きい場合がある。住民の安全性確保のほか、景観の維持や移住、定住政策等の広範な観点からも、空き家対策に関する制度について補助率の増加や補助上限額の拡充など、必要かつ十分な財政上の措置を講じること。

6 行政事務のデジタル化・システム整備に対する財政支援の拡充等について

行政事務のより一層の効率化に向けたデジタル化の推進に際しては、現在の地方における事務処理の実態を踏まえつつ、地方公共団体の財政負担が軽減されるよう、システムの構築や更新をはじめ、制度改正やバージョンアップに伴う改修等に対して十分な財政措置を講じること。

7 新型コロナウイルスワクチン接種に係る財政措置について

新型コロナウイルスワクチン接種については、これまで特例臨時接種として全額国費により実施してきた経過にあるが、令和6年度より被接種者の自己負担が発生するため、接種率の低下が危惧される。高齢者等の重症化予防等の観点から、定期接種移行後においても安定的な接種体制を確保するため、継続的に接種に要する費用について、必要かつ十分な財政措置を講じること。

8 原油価格高・物価高対策に係る財政措置について

ウクライナや中東情勢等に起因する世界的な原油価格高・物価高が長期化しており、住民生活に多大な影響を及ぼしている。物価高等に直面する地域住民の不安を解消するための対策や取組を十分に実施する必要があることから、原油価格高・物価高対策に関するすべての財政負担について、确实かつ継続的に財政措置を講じること。

9 過疎対策事業債の拡充について

過疎地域持続的発展計画に基づき、活力ある魅力的で暮らしやすいまちづくりの実現に努めておりますが、近年、要望額どおりの過疎対策事業債を借り入れることが出来ず、事業の進捗に支障をきたしていることから、十分な財源の確保を図ること。

10 防災対策に係る財政措置について

近年、東日本大震災や熊本地震、能登半島地震など、各地で大規模な地震が発生し、会津地方においても豪雨災害が発生するなど、大規模災害が頻発化・激甚化する中において、消防・防災力の強化に充当することができる「緊急防災・減災事業債」の事業期間が令和7年度までとなっていることから、事業期間の延長を図ること。

また、住民の生命・財産を守る防災インフラのひとつである消防通信指令システムの経年経過に伴う更新や現行方式からの転換に伴う新たなシステムの構築整備には多額の経費を要することから、国庫補助や起債の適債性について柔軟に取り扱うとともに、今後も确实な財政措置を講じていくこと。

「国土の強靱化」を推進するための要望

道路の整備促進について

会津地方は多くの中山間地域を抱え、自動車交通へ大きく依存しています。

しかしながら、狭隘な道路が多く、さらに冬期は豪雪のため、たとえ幹線道路であっても車両の対向がままならないなど円滑な交通の確保が課題であります。

道路は社会、経済、生活を支える重要で基本となるインフラであり、道路の整備促進は、地域内の産業、経済の発展、さらには東日本大震災からの復興に大きく資するものであります。また、平成23年7月の新潟・福島豪雨災害、平成27年9月の関東・東北豪雨災害、さらに令和元年東日本台風災害の教訓や令和6年能登半島地震では、半島部という厳しい地形条件の影響もあり、救援・復旧活動に想定以上の時間を要した状況も見受けられ、広域的な避難や緊急物資等の輸送の基盤となる災害に強い交通体系の形成が望まれております。

とりわけ広大な面積を有する当地方においては、主要道路の急勾配、急カーブが多く、救命救急センター（救急病院）へ1時間以内に到達することができない地域も数多く存在しており医療、緊急輸送ネットワークの強靱化に向けた道路整備の促進は、地域住民の切なる願いであります。

道路等のインフラ整備は、震災からの復興途上にある福島県全体の均衡ある発展の観点からも大変重要なものであり、また、新型コロナウイルス感染症を契機とした生活様式の変化を踏まえた経済活動回復に向け、道路の整備促進を図る必要があります。

さらに、令和4年8月の大雨等により、福島県喜多方市と山形県米沢市を結ぶ重要な路線となっている国道121号「大峠道路」の山形県米沢市地内では、道路崩落が複数箇所が発生し、現在も片側交互通行となっていることから、早期復旧が必要となっています。

つきましては、同様の地震災害の他、様々な自然災害が全国で起こりうる可能性があることを認識し、現在の5か年加速化対策後も、切れ目のないスピード感を持った国土強靱化の取組を進める必要があることから、下記事項について、迅速かつ万全の措置を講じるよう要望いたします。

記

1 道路整備財源の確保について

- (1) 地域経済の好循環をもたらす社会資本のストック効果を早期に実現させることに加え、県土の均衡ある発展や新型コロナウイルス感染症収束後における経済活動の回復等に向けた事業の推進を図るためにも地方の道路整備に係る財源が不足することのないよう、通常予算を大幅に確保すること。
- (2) 老朽化した地方道路等の機能の充実と安全確保のための施設整備、並びに市町村道の修繕、維持補修にかかる自治体支援等のための財源を確保すること。

2 国道121号「大峠道路」の早期復旧について

令和4年8月の大雨等により被災した「大峠道路」は、現在も片側交互通行となっていることから、早期復旧に向けて、財源の確保も含めた対策を講じること。

「国土の強靱化」を推進するための要望

社会資本総合整備事業の充実について

国土交通省の社会資本総合整備事業（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）や補助事業は、国の予算内で交付されていることから、要望額が予算額をオーバーすると交付金等が一律減額されるため、事業費に財源不足が発生しています。

今後加速化するインフラの老朽化や防災・減災に配慮し、人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成を進めるとともに、ストック効果を高める道路の整備や、拠点となる地区への都市機能の集約等により生産性の向上を図るため、下記の事項を要望いたします。

記

既に事業認可を得て、計画的に整備を行っている重要路線の道路改良事業や街路整備事業について、認可の計画に基づく事業の進捗が図られるよう、安定的かつ十分な予算の確保に努めること。

企業誘致支援と金融対策支援について

地域未来投資促進法に基づき、会津地方においても地域の特性を生かした産業の振興と雇用の創出に全力で取り組んでいるところです。

しかしながら、地方においては過疎化・高齢化の急速な進行により体力低下が著しく、全国の自治体が横並びで競争するような現制度では、産業基盤が強い地域と弱い地域の格差は拡大する一方であります。

企業誘致は地方の活性化や自治体の税財政基盤の強化に寄与することから、条件不利地域への配慮等、国策として産業の地方分散を促進することが肝要であると考えます。

また、地方の中小企業においては景気回復の実感がないまま、依然として厳しい経営を余儀なくされており、東日本大震災以降の新たな借入に加え、風評による影響を受けている中での原子力損害賠償の打ち切り、さらに新型コロナウイルス感染症や原材料価格及び物価高の影響等に対し、中小企業の下支えとなる金融支援が望まれることから、下記の事項を要望いたします。

記

1 企業誘致支援について

- (1) 国内産業の地方分散促進のため、地方拠点強化税制等の地方への立地に係る税制優遇制度について、対象施設の拡大や控除額の引き上げ等、更なる制度拡充を図ること。
- (2) 財政力が弱い自治体が行っている企業誘致制度等へ財政支援を講じること。

2 金融対策支援について

- (1) 変化する社会情勢に対応し、中小企業が円滑な資金調達を行うために、状況に応じた保証制度の速やかな発令を実施すること。
- (2) 中小企業の経営改善を推進するため、今後も継続して金融円滑化の支援措置を講じること。

原子力発電所事故に伴う風評被害対策等について

東日本大震災、原子力発電所事故から10年以上が経過し、その間、NHK大河ドラマ「八重の桜」の放送、ふくしまデスティネーションキャンペーンの開催、「会津の三十三観音めぐり」の日本遺産認定、そして東武鉄道の新型特急による首都圏との直結運行開始など明るい話題とともに、事故後に落ち込んだ観光客数も回復傾向にあり、一見すると会津地方は事故前と変わらない状況を取り戻したかのように思われております。

しかしながら、現在においても風評の影響は根強く、令和5年8月にはALPS処理水の海洋放出が開始され、県内の農業をはじめとする地場産業や観光客数、教育旅行者数など産業面における今後のさらなる風評の発生も懸念されることから、その対策を継続して実施する必要があります。

また、原子力損害賠償紛争審査会において原子力発電所事故に伴う賠償基準である中間指針が決定されていますが、自主的避難等による精神的被害については、自主的避難等対象区域だけでなく、全ての県民に共通しているものといえることから、指針の見直しに当たっては地域の分断を生まないような観点はもとより、被害実態に見合った適切な賠償措置とすることが必要です。

つきましては、下記の事項を要望いたします。

記

1 損害賠償措置の継続について

会津地方においては、依然として風評が払拭されていない現状にあることから、地域の現状を踏まえ、対象事業者等と十分協議を行い、柔軟に対応するとともに、被害が生じている間は賠償措置を廃止しないこと。

2 原子力損害賠償紛争審査会中間指針第五次追補について

- (1) 原子力損害賠償紛争審査会に対して、今後も被害実態に見合った指針の見直しを行うこと。
- (2) 東京電力ホールディングス株式会社に対して、中間指針があくまでも賠償範囲の最小限の基準であることを踏まえ、自主的避難等による精神的被害に対しての賠償については、福島県民が共通して被害を受けている実態を十分に勘案し、指針に示されなかった地域においても、被害者視点に立った対応を行わせること。

3 風評被害対策と財政支援について

風評の払拭は、日本国内はもとより世界に対しても行う必要があり、市町村でできる範囲を超えていることから、国が責任を持って今後も対策を講じること。

また、各市町村は、市町村復興支援交付金制度を始め各種制度を有効活用しながら、独自に風評被害対策に取り組んできた経過にあるが、農産物を始めとした地場産品や教育旅行においては、いまだに風評が払拭しきれていないため、風評被害対策を目的とした財政支援制度を継続すること。

経済産業省 東北経済産業局

様

「会津を拓く重点要望事項」



会津総合開発協議会

【構成市町村】

会津若松市

猪苗代町

三島町

喜多方市

北塩原村

金山町

下郷町

西会津町

昭和村

檜枝岐村

会津坂下町

会津美里町

只見町

湯川村

南会津町

磐梯町

柳津町

表紙の「」は昭和 47 年公募により制定された会津総合開発協議会のシンボルマークです。

会津総合開発協議会は、誇りうる郷土会津の輝ける明日を拓くため、「会津はひとつ」の理念のもと、昭和 38 年に当時の全会津 28 市町村が集結し結成した団体です。これからも、郷土愛と地域開発へのあふれる情熱、そして各市町村の強固な結束力を糧として、郷土の発展を願い活動してまいります。

要 望 書

会津地方の振興につきましては、日頃より特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

豊かな自然と歴史、文化に恵まれた会津地方は、全国有数の観光地であるとともに、高速交通時代に対応した磐越自動車道や会津縦貫北道路、そして日本で最初のコンピュータ理工学を専門とする会津大学など、先人たちが築きあげてきた貴重な財産があります。

一方、会津地方においては、少子高齢化が加速度的に進行する中、社会保障費の増大や地域社会の活力の低下のほか、依然として継続している原子力発電所事故の風評被害や、近年多発する激甚災害への対応など地域課題が山積しております。

このような中、令和5年度においては、豪雨災害により一部区間が不通となっていたＪＲ磐越西線が全線再開通したことに加え、国道401号「博士峠バイパス」や会津縦貫南道路の一部区間である国道118号「小沼崎バイパス」が供用開始されるなど、当協議会の活動の成果が結実したところであります。

今後も引き続き、住民が安全・安心に暮らせる生活基盤の整備や、地域資源を活かした活力ある産業の創出、豊かで美しい自然や伝統文化の継承などを通して魅力ある地域社会を実現するためには、将来を見据えた新たな視点で自らを改革し、市町村同士や国県をはじめとする関係機関、さらには地域住民との協力のもと、多種多様な施策の展開が求められております。

つきましては、各種施策の実行と予算の確保にあたり、特段のご支援、ご高配を賜りますよう、全会津17市町村の首長並びに議会議長により組織する会津総合開発協議会として強く要望するものであります。

令和6年5月9日

会 津 総 合 開 発 協 議 会

会長 会津若松市長 室 井 照 平

会津総合開発協議会 会員名簿

(市町村長)

(市町村議会議長)

会津若松市長 室 井 照 平

会津若松市議会議長 清 川 雅 史

喜多方市長 遠 藤 忠 一

喜多方市議会議長 小 林 時 夫

下郷町長 星 學

下郷町議会議長 湯 田 健 二

檜枝岐村長 平 野 信 之

檜枝岐村議会議長 星 浩 彦

只見町長 渡 部 勇 夫

只見町議会議長 佐 藤 孝 義

磐梯町長 佐 藤 淳 一

磐梯町議会議長 鈴 木 久 一

猪苗代町長 二 瓶 盛 一

猪苗代町議会議長 後 藤 公 男

北塩原村長 遠 藤 和 夫

北塩原村議会議長 五十嵐 善 清

西会津町長 薄 友 喜

西会津町議会議長 伊 藤 一 男

会津坂下町長 古 川 庄 平

会津坂下町議会議長 赤 城 大 地

湯川村長 佐 野 盛 至

湯川村議会議長 小 野 澄 雄

柳津町長 小 林 功

柳津町議会議長 齋 藤 正 志

三島町長 矢 澤 源 成

三島町議会議長 青 木 喜 章

金山町長 押 部 源二郎

金山町議会議長 五ノ井 義 一

昭和村長 舟 木 幸 一

昭和村議会議長 渡 部 節 雄

会津美里町長 杉 山 純 一

会津美里町議会議長 大 竹 惣

南会津町長 渡 部 正 義

南会津町議会議長 山 内 政

目 次

【重点要望事項】

「強い産業基盤」を確立するための要望

企業誘致支援と金融対策支援について	1
原子力発電所事故に伴う風評被害対策について	2

企業誘致支援と金融対策支援について

地域未来投資促進法に基づき、会津地方においても地域の特性を生かした産業の振興と雇用の創出に全力で取り組んでいるところです。

しかしながら、地方においては過疎化・高齢化の急速な進行により体力低下が著しく、全国の自治体が横並びで競争するような現制度では、産業基盤が強い地域と弱い地域の格差は拡大する一方であります。

企業誘致は地方の活性化や自治体の税財政基盤の強化に寄与することから、条件不利地域への配慮等、国策として産業の地方分散を促進することが肝要であると考えます。

また、地方の中小企業においては景気回復の実感がないまま、依然として厳しい経営を余儀なくされており、東日本大震災以降の新たな借入に加え、風評による影響を受けている中での原子力損害賠償の打ち切り、さらに新型コロナウイルス感染症や原材料価格及び物価高の影響等に対し、中小企業の下支えとなる金融支援が望まれることから、下記の事項を要望いたします。

記

1 企業誘致支援について

- (1) 国内産業の地方分散促進のため、地方拠点強化税制等の地方への立地に係る税制優遇制度について、対象施設の拡大や控除額の引き上げ等、更なる制度拡充を図ること。
- (2) 財政力が弱い自治体が行っている企業誘致制度等へ財政支援を講じること。

2 金融対策支援について

- (1) 変化する社会情勢に対応し、中小企業が円滑な資金調達を行うために、状況に応じた保証制度の速やかな発令を実施すること。
- (2) 中小企業の経営改善を推進するため、今後も継続して金融円滑化の支援措置を講じること。

原子力発電所事故に伴う風評被害対策等について

東日本大震災、原子力発電所事故から10年以上が経過し、その間、NHK大河ドラマ「八重の桜」の放送、ふくしまデスティネーションキャンペーンの開催、「会津の三十三観音めぐり」の日本遺産認定、そして東武鉄道の新型特急による首都圏との直結運行開始など明るい話題とともに、事故後に落ち込んだ観光客数も回復傾向にあり、一見すると会津地方は事故前と変わらない状況を取り戻したかのように思われております。

しかしながら、現在においても風評の影響は根強く、令和5年8月にはALPS処理水の海洋放出が開始され、県内の農業をはじめとする地場産業や観光客数、教育旅行者数など産業面における今後のさらなる風評の発生も懸念されることから、その対策を継続して実施する必要があります。

また、原子力損害賠償紛争審査会において原子力発電所事故に伴う賠償基準である中間指針が決定されていますが、自主的避難等による精神的被害については、自主的避難等対象区域だけでなく、全ての県民に共通しているものといえることから、指針の見直しに当たっては地域の分断を生まないような観点はもとより、被害実態に見合った適切な賠償措置とすることが必要です。

つきましては、下記の事項を要望いたします。

記

1 損害賠償措置の継続について

会津地方においては、依然として風評が払拭されていない現状にあることから、地域の現状を踏まえ、対象事業者等と十分協議を行い、柔軟に対応するとともに、被害が生じている間は賠償措置を廃止しないこと。

2 ALPS処理水の海洋放出に係る対策等の徹底について

国及び東京電力ホールディングス株式会社においては、海洋放出の必要性や安全性の理解へ向け、丁寧な説明を継続するとともに、モニタリング結果等の迅速な情報公開や放出設備の保守管理を徹底し、安全確保に取り組むなど、引き続き万全な風評対策を講じること。

また、新たな風評被害が発生した場合に備え、迅速な賠償対応に取り組むことができる体制の強化を図ること。

3 風評被害対策と財政支援について

風評の払拭は、日本国内はもとより世界に対しても行う必要があり、市町村でできる範囲を超えていることから、国が責任を持って今後も対策を講じること。

また、各市町村は、市町村復興支援交付金制度を始め各種制度を有効活用しながら、独自に風評被害対策に取り組んできた経過にあるが、農産物を始めとした地場産品や教育旅行においては、いまだに風評が払拭しきれていないため、風評被害対策を目的とした財政支援制度を継続すること。

国土交通省 東北地方整備局 郡山国道事務所
様

「会津を拓く重点要望事項」



会津総合開発協議会

【構成市町村】

会津若松市	猪苗代町	三島町
喜多方市	北塩原村	金山町
下郷町	西会津町	昭和村
檜枝岐村	会津坂下町	会津美里町
只見町	湯川村	南会津町
磐梯町	柳津町	

表紙の「」は昭和 47 年公募により制定された会津総合開発協議会のシンボルマークです。

会津総合開発協議会は、誇りうる郷土会津の輝ける明日を拓くため、「会津はひとつ」の理念のもと、昭和 38 年に当時の全会津 28 市町村が集結し結成した団体です。これからも、郷土愛と地域開発へのあふれる情熱、そして各市町村の強固な結束力を糧として、郷土の発展を願い活動してまいります。

要 望 書

会津地方の振興につきましては、日頃より特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

豊かな自然と歴史、文化に恵まれた会津地方は、全国有数の観光地であるとともに、高速交通時代に対応した磐越自動車道や会津縦貫北道路、そして日本で最初のコンピュータ理工学を専門とする会津大学など、先人たちが築きあげてきた貴重な財産があります。

一方、会津地方においては、少子高齢化が加速度的に進行する中、社会保障費の増大や地域社会の活力の低下のほか、依然として継続している原子力発電所事故の風評被害や、近年多発する激甚災害への対応など地域課題が山積しております。

このような中、令和5年度においては、豪雨災害により一部区間が不通となっていたＪＲ磐越西線が全線再開通したことに加え、国道401号「博士峠バイパス」や会津縦貫南道路の一部区間である国道118号「小沼崎バイパス」が供用開始されるなど、当協議会の活動の成果が結実したところであります。

今後も引き続き、住民が安全・安心に暮らせる生活基盤の整備や、地域資源を活かした活力ある産業の創出、豊かで美しい自然や伝統文化の継承などを通して魅力ある地域社会を実現するためには、将来を見据えた新たな視点で自らを改革し、市町村同士や国県をはじめとする関係機関、さらには地域住民との協力のもと、多種多様な施策の展開が求められております。

つきましては、各種施策の実行と予算の確保にあたり、特段のご支援、ご高配を賜りますよう、全会津17市町村の首長並びに議会議長により組織する会津総合開発協議会として強く要望するものであります。

令和6年5月9日

会 津 総 合 開 発 協 議 会

会長 会津若松市長 室 井 照 平

会津総合開発協議会 会員名簿

(市町村長)

会津若松市長	室 井 照 平
喜多方市長	遠 藤 忠 一
下郷町長	星 學
檜枝岐村長	平 野 信 之
只見町長	渡 部 勇 夫
磐梯町長	佐 藤 淳 一
猪苗代町長	二 瓶 盛 一
北塩原村長	遠 藤 和 夫
西会津町長	薄 友 喜
会津坂下町長	古 川 庄 平
湯川村長	佐 野 盛 至
柳津町長	小 林 功
三島町長	矢 澤 源 成
金山町長	押 部 源二郎
昭和村長	舟 木 幸 一
会津美里町長	杉 山 純 一
南会津町長	渡 部 正 義

(市町村議会議長)

会津若松市議会議長	清 川 雅 史
喜多方市議会議長	小 林 時 夫
下郷町議会議長	湯 田 健 二
檜枝岐村議会議長	星 浩 彦
只見町議会議長	佐 藤 孝 義
磐梯町議会議長	鈴 木 久 一
猪苗代町議会議長	後 藤 公 男
北塩原村議会議長	五十嵐 善 清
西会津町議会議長	伊 藤 一 男
会津坂下町議会議長	赤 城 大 地
湯川村議会議長	小 野 澄 雄
柳津町議会議長	齋 藤 正 志
三島町議会議長	青 木 喜 章
金山町議会議長	五ノ井 義 一
昭和村議会議長	渡 部 節 雄
会津美里町議会議長	大 竹 惣
南会津町議会議長	山 内 政

目 次

【最重点要望事項】

磐越自動車道の完全 4 車線化の早期実現等について	1
高規格道路「会津縦貫道」及び 「栃木西部・会津南道路」の整備促進について	3
地方財源の充実と確保について	6

【主に国への重点要望事項】

「国土の強靱化」を推進するための要望

道路の整備促進について	7
国道 49 号「藤峠」区間の安全対策について	12
社会資本総合整備事業の充実について	13

「暮らしの安心・地域活性化」を創出するための要望

復興係数・歩掛りの被災地特例継続について	14
--------------------------------	----

最重点要望事項

磐越自動車道の完全4車線化の早期実現等について

磐越自動車道（延長 212.7 km）は、福島県と新潟県を結ぶ高速交通の大動脈であり、福島県内で常磐自動車道と東北自動車道に接続し、新潟県内で北陸自動車道と日本海東北自動車道と接続することで、広域ネットワークを形成し、東北地方の経済・産業・文化等の発展に大変重要な役割を果たしています。

磐越自動車道は、これまでも新潟中越地震や東日本大震災などの大規模災害発生時には、各方面との重要な物流経路としての役割を担ったところでもあります。

また、本年1月の能登半島地震では被災地への幹線道路が寸断され、緊急車両の到着や物資輸送が滞るなど救助や復旧活動に影響が生じたところであり、高速交通や幹線道路の重要性が改めて認識されたところです。

しかしながら、現在、会津若松 I C～新潟中央 J C T（95.2 km）間では、中央分離帯の無い暫定2車線の対面通行区間が多く、死亡事故が発生するなど安全性や走行性、さらには、いつ起こるかわからない災害に備え、緊急輸送路の確保や路線の強化が喫緊の課題であります。

このような中、令和元年9月に4車線化の優先整備区間として選定された会津若松 I C～安田 I C間のうち、令和2年3月に会津坂下 I C～西会津 I C（7.1km）間及び西会津 I C～津川 I C（8.8km）間、令和3年3月に会津坂下 I C～西会津 I C

（1.7km）間及び三川 I C～安田 I C（3.2km）間の4車線化について、国土交通大臣から N E X C O へ事業許可が行われ整備の加速化が図られたところであります。

この区間が4車線化されることにより、安全性の向上や通行止めの抑制、規制速度の見直し（毎時70kmから毎時80km）による走行時間の短縮など大きな効果が期待されます。

つきましては、会津地方が日本海側と4車線の高速道路という大動脈で結ばれることは、当地方の発展に不可欠であり、また、国土強靱化法の理念に合致する災害時の補完道路としての機能も強化されることから、下記の事項を強く要望いたします。

記

1 磐越自動車道の完全4車線化と工事着工について

社会資本整備審議会において暫定2車線の課題として示された時間信頼性の確保、事故防止の観点及びネットワークの代替性確保の観点並びに大規模災害時の早期復旧の観点から、暫定2車線区間である会津若松 I C～新潟中央 J C T（95.2 km）間を、早期に完全4車線化すること。

特に、4車線化優先整備区間に選定された会津若松 I Cから安田 I C間のうち、事業化区間となった「会津坂下 I Cから安田 I C間」の早期着工と完成を図ること。

また、安田 I Cから新潟中央 J C T間についても、優先整備区間へ格上げし、早期に4車線化の整備を図ること。

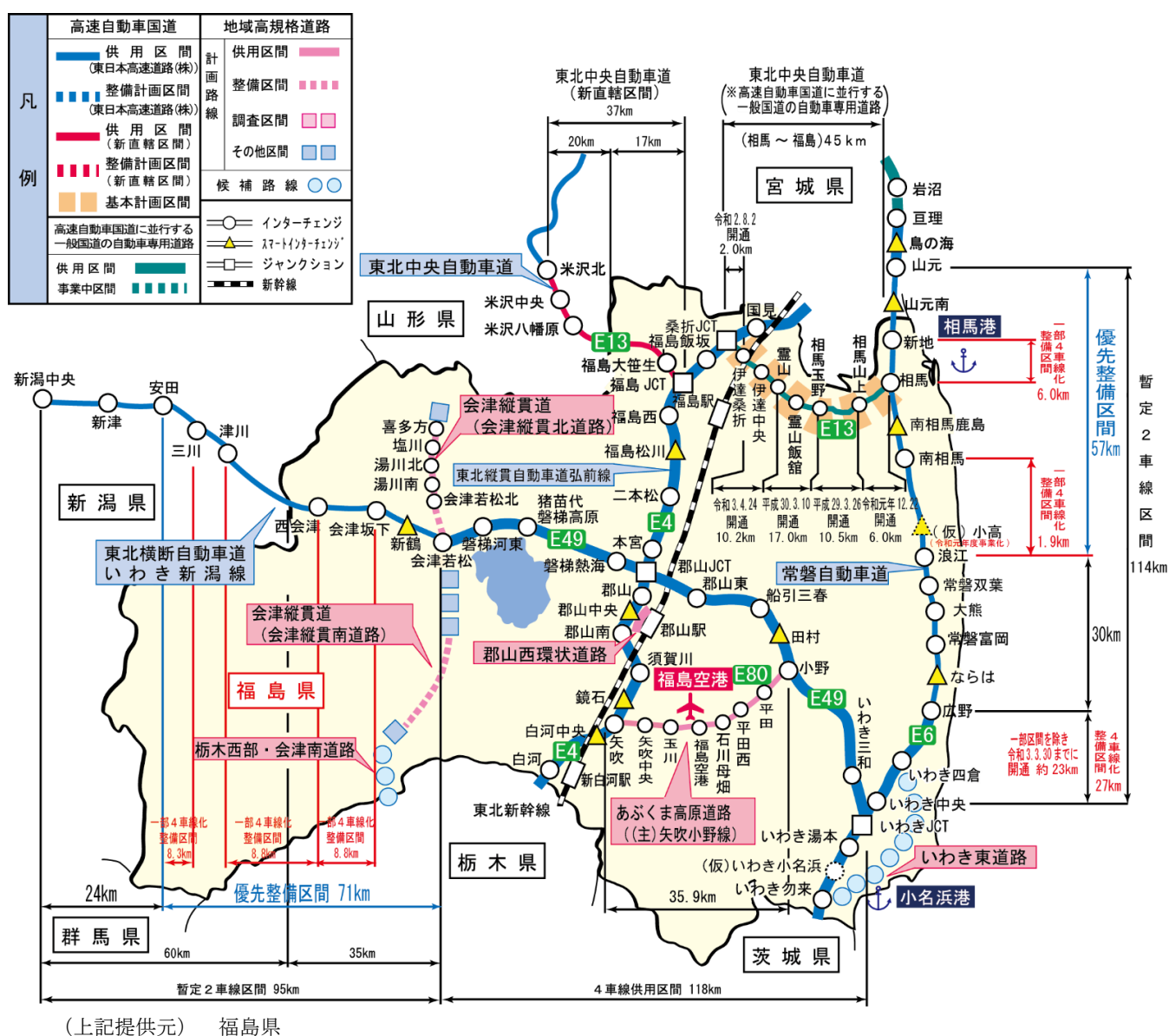
2 付加車線の先行設置対応について

完全4車線化されるまでは、暫定2車線区間は渋滞が生じやすいことから、渋滞緩和のための付加車線を先行して設置を図ること。

3 会津地方への観光支援について

東日本高速道路株式会社で展開している「ETC周遊割引プラン」において、首都圏から会津地方への利用を促す割引プランを創設し、会津地方への誘客と観光振興の支援に努めること。

○磐越自動車道4車線化必要区間



最重点要望事項

高規格道路「会津縦貫道」及び 「栃木西部・会津南道路」の整備促進について

高規格道路「会津縦貫道」（会津縦貫北道路、会津縦貫南道路）は、東北地方と関東地方を結ぶ重要な路線として、太平洋と日本海を結ぶ磐越自動車道と連携することにより、地域振興はもとより、新たな物流経路として大いに期待され、早期の全線供用開始が切望される極めて重要な道路であります。

会津縦貫北道路は平成27年9月に開通し、会津若松市・喜多方市間の移動時間が大幅に短縮され、観光振興だけでなく、救急搬送においても大きな効果を生み出しています。

一方、会津若松市以南の地域においては、一般国道118号・121号が地域を縦貫する主要道路となっており、その大半は片側1車線の対面通行であることから、落石・積雪・路面凍結等による通行障害に加え、行楽シーズンにおける頻繁な渋滞によって、緊急車両の通行にも深刻な影響を及ぼしています。

この一般国道118号・121号に並行する会津縦貫南道路は、東日本大震災からの復興の基盤としての道路の役割のほか、人流・物流の円滑化や活性化によって経済活動を支え、激甚化、頻発化する災害からの迅速な復旧・復興を図るための、広域的な道路ネットワークを構成する高規格道路として位置づけられております。災害に強い交通・物流体系を構築することにより、災害時の物資・人員輸送の円滑化や、県土の復興・創生に寄与するとともに、新型コロナウイルス感染症に伴う生活様式の変化を見据えた経済活動の回復を支援するためにも、その早期整備が急務であります。

さらには、令和4年8月の大雨等により、福島県喜多方市と山形県米沢市を結ぶ重要な路線となっている一般国道121号「大峠道路」の山形県米沢市地内では、道路崩落が複数箇所が発生し、現在も片側交互通行となっていることから、緊急輸送道路としての安全性も懸念される状況となっています。

このような中、会津縦貫南道路4工区・小沼崎バイパス（約1.5km）が令和6年3月に開通し、狭隘・急カーブ・落石等の通行障害が解消され、湯野上バイパスや5工区・下郷田島バイパスが早期に開通することにより、今後、移動時間の更なる短縮が可能になることから、定住の促進や商工業の活性化などによる賑わいと産業の創出、地域の特色を生かした着地型観光の推進や教育旅行誘致による交流人口の増加が見込まれるところです。

とりわけ令和2年2月には、会津若松市と日光市が観光振興に関する連携協定を締結した経過にあり、今後、「会津縦貫道」とあわせて「栃木西部・会津南道路」が東北圏と関東圏との広域観光など地域間交流の活性化へ向け、大きな役割を果たすことが期待されます。さらには、第3次医療施設への搬送時間短縮による救命率の向上につながる道路としての役割も期待されます。

以上のことから「会津縦貫北道路」、「会津縦貫南道路」、さらに「栃木西部・会津南道路」を含めた3本の高規格道路について、早急に全線供用となるよう、下記の事項につきまして強く要望いたします。

記

1 会津縦貫南道路の早期整備について

- (1) 県施工事業の下郷田島バイパス（５工区）及び国直轄権限代行事業の湯野上バイパス（４工区）について整備促進を図ること。
- (2) 会津縦貫北道路・会津縦貫南道路が令和４年４月に重要物流道路の候補路線として指定されたことから、物流の更なる円滑化等を図るため、未着手区間（２工区、３工区、６工区）の早期事業化を図ること。

2 若松北バイパスの早期整備について

会津縦貫北道路と会津縦貫南道路を接続する若松北バイパスについて、早期整備を図ること。

3 栃木西部・会津南道路の事業化について

「栃木西部・会津南道路」のうち、令和元年度に新規事業化された日光川治防災の整備を促進するとともに、残る区間についても早期に事業化し、「会津縦貫道」と一体的に整備促進を図ること。

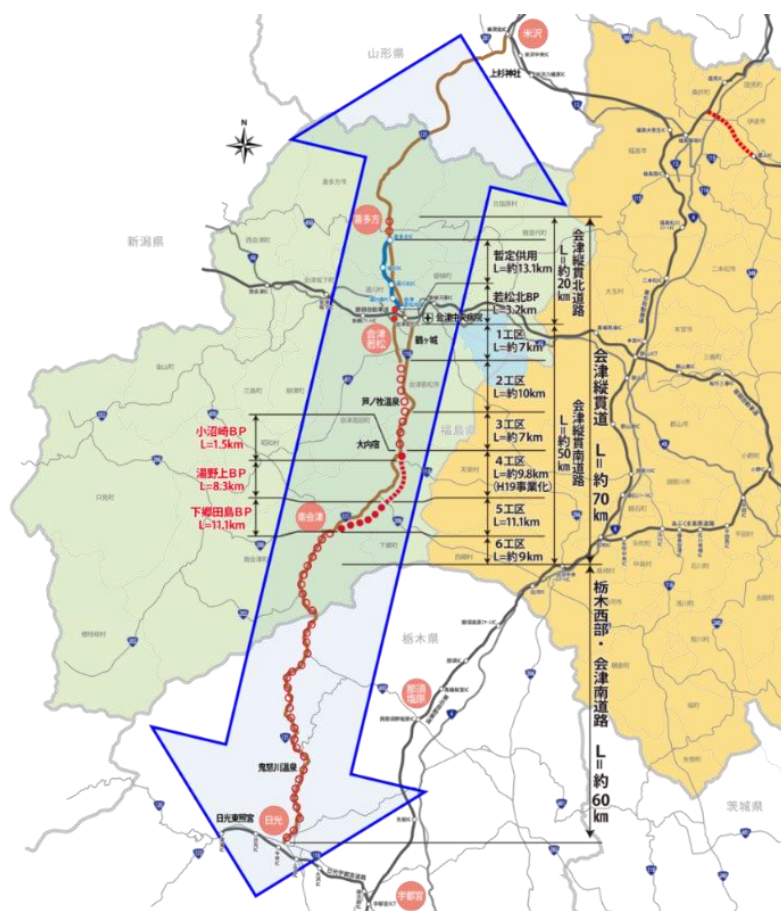
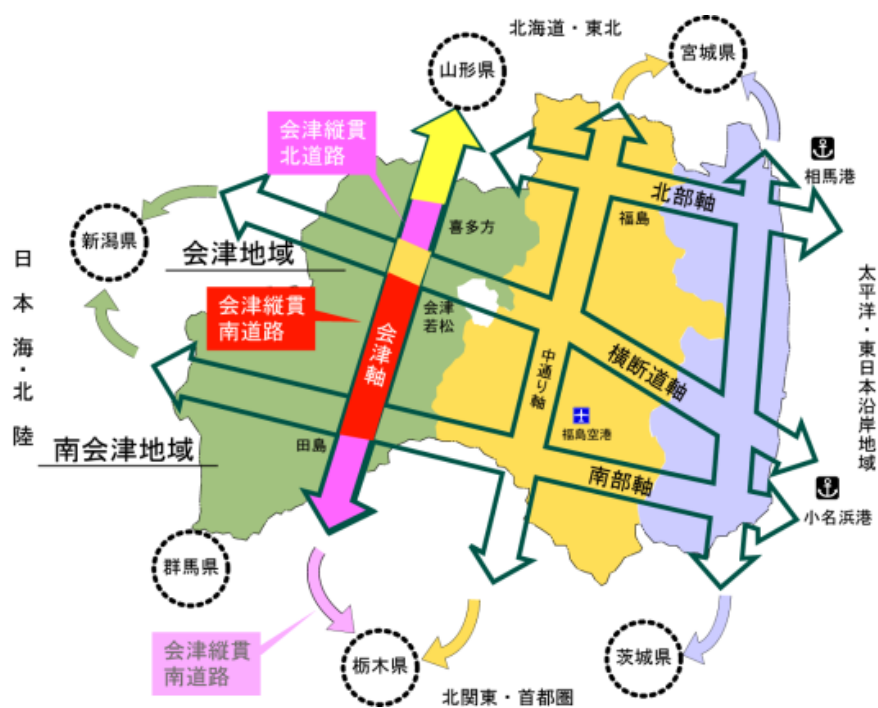
4 会津縦貫北道路の完全４車線化について

暫定２車線で供用中の会津縦貫北道路について、さらなる利便性及び安全性向上のため４車線化の整備を図ること。

5 米沢～喜多方間の高規格道路整備実現について

令和４年の大雨災害により現在も片側交互通行となっている一般国道１２１号米沢～喜多方間について、緊急輸送道路としての安全性も懸念されることから、高規格道路への格上げと早期実現を図ること。

○高規格道路「会津縦貫道」及び「栃木西部・会津南道路」



最重点要望事項

地方財源の充実と確保について

市町村が地域住民のニーズに応え、福祉や教育など日常生活に欠かすことのできない行政サービスを提供し、地域の活性化を図るためには、地方財政の安定と拡充が必要不可欠であります。

しかしながら、大企業の集積が乏しく人口減少が進む会津地方においては、厳しい社会経済状況が継続し、市町村税など税収が伸び悩む一方で、高齢化の進展により、社会保障関係費は増加の一途をたどっており、今後ますます厳しい財政運営を強いられるものと想定されます。

また、当地方では、降雪時の除排雪業務や除雪体制の維持等に係る費用、さらには、公共施設の老朽化や増え続ける空き家への対策費用などについても、市町村共通の大きな課題となっております。

さらに、ウクライナや中東情勢等による世界的な原油高・物価高が長期化し、住民生活はもとより地方自治体の財政運営にも多大な影響を及ぼしており、先行きが不透明な状況が続いているところです。

つきましては、市町村行政において、少子・高齢化と人口減少が進む状況にあっても、安定的な財政運営が図られるとともに、国が目指すデフレ完全脱却にも的確に対応できるよう、下記の事項を強く要望いたします。

記

1 除雪にかかる財政支援の拡充について

積雪の多い会津地方では、降雪時に速やかに除雪や排雪を行うためには多額の費用を要し、また、降雪量の少ない年でも、常時除雪体制を維持するために相当の費用が必要なことから、地域住民の安全・安心な生活を守るため除雪に係る財政支援を拡充すること。

2 原油価格高・物価高対策に係る財政措置について

ウクライナや中東情勢等に起因する世界的な原油価格高・物価高が長期化しており、住民生活に多大な影響を及ぼしている。物価高等に直面する地域住民の不安を解消するための対策や取組を十分に実施する必要があることから、原油価格高・物価高対策に関するすべての財政負担について、確実かつ継続的に財政措置を講じること。

道路の整備促進について

会津地方は多くの中山間地域を抱え、自動車交通へ大きく依存しています。

しかしながら、狭隘な道路が多く、さらに冬期は豪雪のため、たとえ幹線道路であっても車両の対向がままならないなど円滑な交通の確保が課題であります。

道路は社会、経済、生活を支える重要で基本となるインフラであり、道路の整備促進は、地域内の産業、経済の発展、さらには東日本大震災からの復興に大きく資するものであります。また、平成23年7月の新潟・福島豪雨災害、平成27年9月の関東・東北豪雨災害、さらに令和元年東日本台風災害の教訓や令和6年能登半島地震では、半島部という厳しい地形条件の影響もあり、救援・復旧活動に想定以上の時間を要した状況も見受けられ、広域的な避難や緊急物資等の輸送の基盤となる災害に強い交通体系の形成が望まれております。

とりわけ広大な面積を有する当地方においては、主要道路の急勾配、急カーブが多く、救命救急センター（救急病院）へ1時間以内に到達することができない地域も数多く存在しており医療、緊急輸送ネットワークの強靱化に向けた道路整備の促進は、地域住民の切なる願いであります。

道路等のインフラ整備は、震災からの復興途上にある福島県全体の均衡ある発展の観点からも大変重要なものであり、また、新型コロナウイルス感染症を契機とした生活様式の変化を踏まえた経済活動回復に向け、道路の整備促進を図る必要があります。

さらに、令和4年8月の大雨等により、福島県喜多方市と山形県米沢市を結ぶ重要な路線となっている国道121号「大峠道路」の山形県米沢市地内では、道路崩落が複数箇所が発生し、現在も片側交互通行となっていることから、早期復旧が必要となっています。

つきましては、同様の地震災害の他、様々な自然災害が全国で起こりうる可能性があることを認識し、現在の5か年加速化対策後も、切れ目のないスピード感を持った国土強靱化の取組を進める必要があることから、下記事項について、迅速かつ万全の措置を講じるよう要望いたします。

記

1 道路整備財源の確保について

- (1) 地域経済の好循環をもたらす社会資本のストック効果を早期に実現させることに加え、県土の均衡ある発展や新型コロナウイルス感染症収束後における経済活動の回復等に向けた事業の推進を図るためにも地方の道路整備に係る財源が不足することのないよう、通常予算を大幅に確保すること。

- (2) 老朽化した地方道路等の機能の充実と安全確保のための施設整備、並びに市町村道の修繕、維持補修にかかる自治体支援等のための財源を確保すること。
- (3) 近年の激甚化・頻発化する災害に対応し、災害に強い国土幹線道路ネットワーク等を構築するため、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、国土強靱化、防災・減災対策に必要な事業規模を継続的・安定的に確保すること。

また、道路における整備・維持管理や、河川における洪水対策等の必要な国土強靱化予算について、令和7年度以降も制度構築や予算を確保すること。

2 国道121号「大峠道路」の早期復旧について

令和4年8月の大雨等により被災した「大峠道路」は、現在も片側交互通行となっていることから、早期復旧に向けて、財源の確保も含めた対策を講じること。

3 老朽化した橋梁やトンネルの整備について

- (1) 長寿命化修繕計画策定に対する財政措置を拡充するとともに、維持補修及び架け替え等に対する財政措置の充実を図ること。
- (2) 橋梁等の定期点検について、「道路メンテナンス事業補助制度」の補助率の増嵩と、国庫補助金等の特定財源を除いた地方負担額に対する起債を認めること。
- (3) 現在の法律では、一律に5年に一度の点検が義務付けられており、点検費用が財政的な負担になっていることから道路構造物の利用状況や前回点検の結果などにより、点検頻度を一律でなく、7年や10年に一度とするなど、自治体の利用実態に沿った管理基準によって延長できるよう制度の見直しを図ること。

4 冬期道路交通対策について

- (1) 除排雪及び道路維持に係る必要額を確保するとともに、適時適切な除排雪を行うこと。
- (2) 雪国における安全で快適な歩行者空間を確保するため、歩道除雪の充実、流雪溝や消雪施設の整備等を推進すること。
- (3) 「豪雪地帯対策特別措置法」の特例措置に基づき、特別豪雪地帯における市町村道の整備等を促進する財源を確保すること。
- (4) 地吹雪による交通障害を解消するため、防雪柵の整備等を図ること。

5 一般国道の整備促進について

次に挙げる一般国道要望箇所の整備促進を図ること。また、その際は環境や地域住民の意向を考慮し、道路のバリアフリー化、無電柱化などに配慮するとともに、適正な維持管理に努めること。

(1) 49号 【交通渋滞・安全確保】

要 望 箇 所	工 種
猪苗代地区：猪苗代町磐根西久保～猪苗代町翁沢長浜	改築（バイパス）
猪苗代・会津若松地区：猪苗代町翁沢長浜～会津若松市湊町大字赤井笹山原	改築（バイパス）

会津若松地区：会津若松市河東町八田～会津若松市一箕町船ヶ森	改築（4車線拡幅）
会津若松・坂下地区：会津若松市神指町北四合～会津坂下町宮古	改築（拡幅）
会津若松地区：電線共同溝事業（一箕町地区）	電線類地中化
坂下地区：会津坂下町宮古～会津坂下町新富町	改築（拡幅）
柳津・西会津地区：藤峠勾配緩和、事前通行止め措置解消（柳津町藤～西会津町宝坂）	改築（道路改良）

(2) 118号 【狭隘・屈折・交通渋滞】

要 望 箇 所	工 種
下郷町（県道高岡田島線起点～二川橋）	改築（拡幅）
会津若松市古川町～門田町	改築（歩道拡幅）

(3) 121号 【狭隘・屈折・交通渋滞・安全確保】

要 望 箇 所	工 種
会津若松市河東町（十文字交差点）	改良
下郷町（大内宿入口交差点）	改良
南会津町田島地内（田島バイパス）	改築（田島バイパス下郷側接続部）
山形県米沢市地内（大峠道路）	災害復旧

(4) 252号 【狭隘・屈折・通行不能】

要 望 箇 所	工 種
三島町早戸字滝原地内	改良（拡幅・スノーシェッド）
三島町～金山町～只見町（冠水区間）	改築（浸水対策）
柳津町～只見町只見地内	2次改築（防雪工事）
只見町宮沢地内～六十里越（新潟県境）	改築（防雪工事）
会津若松市七日町地内	電線類地中化、無散水消雪

(5) 289 号 【狹隘・屈折・安全確保】

要 望 箇 所	工 種
南会津町針生地内	改築（登坂車線）
南会津町片貝～下山地内	改築（拡幅）
只見町小林～大倉地内	改築（バイパス、橋梁）
只見町長浜地内	改築（バイパス）
八十里越	改良（ずい道化・防雪）
南会津町東地内	防雪（無散水消雪）
南会津町静川地内	改築（歩道整備）

(6) 294 号 【安全確保】

要 望 箇 所	工 種
会津若松市湊町（原地区）	改築（バイパス）
会津若松市湊町（四ツ谷地区）	改築（バイパス）
会津若松市湊町（小坂地内）	線形改良

(7) 352 号 【狹隘・屈折・通行不能】

要 望 箇 所	工 種
南会津町（中山峠）	改良（拡幅・防雪（無散水消雪）・橋梁新設）
南会津町松戸原～福渡間	改築（拡幅）
南会津町～檜枝岐村～県境金泉橋間	改築（拡幅・防雪）
南会津町たのせ～耻風間	改築（拡幅）
南会津町内川～大原	改築（拡幅）
南会津町滝原地内	改築（歩道整備）

(8) 400 号 【狹隘・屈折】

要 望 箇 所	工 種
下郷町（田島バイパス 3 工区）	改築（バイパス）
昭和村大芦地内	改良（拡幅）
金山町坂井地内	改良（勾配修正）
金山町川口地内	改良（拡幅）
金山町堂平地区	改良（拡幅）
杉峠（杉峠工区）※冬期間の通行止め解消	改良（ずい道化）
三島町（三島大橋～高清水橋）	改良（拡幅）
南会津町高野地内	改良（拡幅）

(9) 401 号 【通行不能・狭隘】

要 望 箇 所	工 種
檜枝岐村七入～群馬県側 (※現在、福島県と群馬県の間は、地続きでありながら自動車で行ける道路が存在しない日本で唯一の県境である。)	調査
南会津町 大新田～古町間	改築（自歩道拡幅）
南会津町 木伏地区	改良（橋梁）
新島居峠（冬期通行不能）	改築（ずい道化）
会津美里町永井野地内	改築（拡幅）
会津美里町権現宮地内	改良（拡幅）
会津若松市北会津町(高田橋)～会津美里町(鶴沼橋)	改築（拡幅）・交差点改良
昭和村大芦地内	改築（バイパス）

(10) 459 号 【急峻・狭隘・交通渋滞・通行不能・安全確保】

要 望 箇 所	工 種
西会津町徳沢～杉山間	改築（拡幅）
西会津町小綱木～大舟沢間	改築（線形改良）
喜多方市（上町工区）上町～新町間	改築（電線地中化・消雪施設）
喜多方市藤沢～喜多方市一郷間	改築（拡幅）
喜多方市宮古～堂山間	改築（バイパス）
北塩原村京ヶ森～長峯間	改築（歩道整備）
裏磐梯～猪苗代町三ツ屋間	改築（拡幅）

※事業着手した路線については、整備の促進として継続要望している。

「国土の強靱化」を推進するための要望

国道 49 号「藤峠」区間の安全対策について

国道49号は、福島県いわき市を起点とし会津地方を横断して新潟県新潟市に至る総延長249.4kmの南東北で唯一、太平洋と日本海を結ぶ国直轄管理の国道であり、地域の交流や連携と沿線地域の産業・経済を支える重要な路線であるとともに、地域住民の通勤・通学、通院や買い物などの日常生活を支える生活道路としても重要な役割を果たしています。

しかしながら、柳津町と西会津町との中間に位置する「藤峠」については、急勾配（西会津町側：6%、柳津町側：5%）区間が6kmにも渡って続く難所であり、冬期間には車両のスリップ事故や大型トラックのスタックに起因する渋滞や通行止めが毎年繰り返しの発生しているところでもあります。また、この「藤峠」は急峻な山間を通過していることから、夏場にあっても、連続雨量150mmを超えると通行止めとなり、経済活動を始め通勤・通学・通院等の住民生活にも深刻な影響を与えています。

つきましては、国道 49 号利用者や地域住民の安全・安心確保のため、下記の事項を要望いたします。

記

1 藤峠関連事業の整備促進について

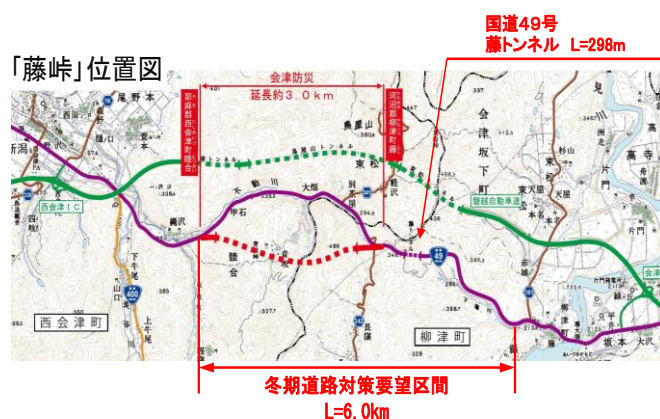
冬期間も安全・安心に車両が通行できるよう、国道 49 号藤峠に関連する「会津防災事業」、「滝額付加車線整備事業」、「藤大田地区付加車線整備事業」、「菅沢地区付加車線整備事業」の早期完成を目指し事業推進を図ること。

2 通行止め措置の解消について

防災事業を早期事業化し、現行の連続雨量150mmでの通行止めの解消を図ること。

3 道路整備の予算確保について

地域の実情を十分踏まえ、道路の整備・維持管理に必要な予算を十分確保すること。



車両約 300 台の立ち往生 [平成 22 年 12 月]

社会資本総合整備事業の充実について

国土交通省の社会資本総合整備事業（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）や補助事業は、国の予算内で交付されていることから、要望額が予算額をオーバーすると交付金等が一律減額されるため、事業費に財源不足が発生しています。

今後加速化するインフラの老朽化や防災・減災に配慮し、人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成を進めるとともに、ストック効果を高める道路の整備や、拠点となる地区への都市機能の集約等により生産性の向上を図るため、下記の事項を要望いたします。

記

1 社会資本総合整備事業の予算確保について

既に事業認可を得て、計画的に整備を行っている重要路線の道路改良事業や街路整備事業について、認可の計画に基づく事業の進捗が図られるよう、安定的かつ十分な予算の確保に努めること。

2 事業採択について

事業内容を十分に考慮のうえ、計画性など内容を基に検討すること。

3 重点的支援措置について

道路ネットワークの強化により地方創生に向け必要な社会資本整備への重点的支援に努めること。

4 国土強靱化の予算確保について

近年の激甚化・頻発化する災害に対応し、災害に強い国土幹線道路ネットワーク等を構築するため、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、国土強靱化、防災・減災対策に必要な事業規模を継続的・安定的に確保すること。

また、道路における整備・維持管理や、河川における洪水対策等の必要な国土強靱化予算について、令和7年度以降も制度構築や予算を確保すること。

復興係数・歩掛りの被災地特例継続について

東日本大震災の被災３県を対象として、土木工事に適用されている復興係数・歩掛りにつきましては、令和６年度までの延長が示されていますが、今後の継続については未定とされているところです。

会津地方においても、建設産業を取り巻く環境は他産業と比べ高齢化が進んでおり、このままの状況が続けば災害時の早期復旧等に大きな不安を残し、地域の安全安心を確保することができなくなる恐れがあります。

今後も少子化が進む中で、建設産業に優秀な若い人材を確保するためには、建設産業の待遇改善を図ることが求められておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響などにより民間建設投資も不透明であることから、このままの状況が続けば若い離職者が増加することも懸念されます。

つきましては、必要な建設事業を着実に進めるとともに、建設産業における働き方改革の推進・担い手の育成を図るため、下記の事項を要望いたします。

記

復興係数・歩掛りの被災地特例を令和７年度以降も継続すること。

復興庁 福島復興局

様

「会津を拓く重点要望事項」



会津総合開発協議会

【構成市町村】

会津若松市

猪苗代町

三島町

喜多方市

北塩原村

金山町

下郷町

西会津町

昭和村

檜枝岐村

会津坂下町

会津美里町

只見町

湯川村

南会津町

磐梯町

柳津町

表紙の「」は昭和 47 年公募により制定された会津総合開発協議会のシンボルマークです。

会津総合開発協議会は、誇りうる郷土会津の輝ける明日を拓くため、「会津はひとつ」の理念のもと、昭和 38 年に当時の全会津 28 市町村が集結し結成した団体です。これからも、郷土愛と地域開発へのあふれる情熱、そして各市町村の強固な結束力を糧として、郷土の発展を願い活動してまいります。

要 望 書

会津地方の振興につきましては、日頃より特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

豊かな自然と歴史、文化に恵まれた会津地方は、全国有数の観光地であるとともに、高速交通時代に対応した磐越自動車道や会津縦貫北道路、そして日本で最初のコンピュータ理工学を専門とする会津大学など、先人たちが築きあげてきた貴重な財産があります。

一方、会津地方においては、少子高齢化が加速度的に進行する中、社会保障費の増大や地域社会の活力の低下のほか、依然として継続している原子力発電所事故の風評被害や、近年多発する激甚災害への対応など地域課題が山積しております。

このような中、令和5年度においては、豪雨災害により一部区間が不通となっていたＪＲ磐越西線が全線再開通したことに加え、国道401号「博士峠バイパス」や会津縦貫南道路の一部区間である国道118号「小沼崎バイパス」が供用開始されるなど、当協議会の活動の成果が結実したところであります。

今後も引き続き、住民が安全・安心に暮らせる生活基盤の整備や、地域資源を活かした活力ある産業の創出、豊かで美しい自然や伝統文化の継承などを通して魅力ある地域社会を実現するためには、将来を見据えた新たな視点で自らを改革し、市町村同士や国県をはじめとする関係機関、さらには地域住民との協力のもと、多種多様な施策の展開が求められております。

つきましては、各種施策の実行と予算の確保にあたり、特段のご支援、ご高配を賜りますよう、全会津17市町村の首長並びに議会議長により組織する会津総合開発協議会として強く要望するものであります。

令和6年5月9日

会 津 総 合 開 発 協 議 会

会長 会津若松市長 室 井 照 平

会津総合開発協議会 会員名簿

(市町村長)

会津若松市長	室 井 照 平
喜多方市長	遠 藤 忠 一
下郷町長	星 學
檜枝岐村長	平 野 信 之
只見町長	渡 部 勇 夫
磐梯町長	佐 藤 淳 一
猪苗代町長	二 瓶 盛 一
北塩原村長	遠 藤 和 夫
西会津町長	薄 友 喜
会津坂下町長	古 川 庄 平
湯川村長	佐 野 盛 至
柳津町長	小 林 功
三島町長	矢 澤 源 成
金山町長	押 部 源二郎
昭和村長	舟 木 幸 一
会津美里町長	杉 山 純 一
南会津町長	渡 部 正 義

(市町村議会議長)

会津若松市議会議長	清 川 雅 史
喜多方市議会議長	小 林 時 夫
下郷町議会議長	湯 田 健 二
檜枝岐村議会議長	星 浩 彦
只見町議会議長	佐 藤 孝 義
磐梯町議会議長	鈴 木 久 一
猪苗代町議会議長	後 藤 公 男
北塩原村議会議長	五十嵐 善 清
西会津町議会議長	伊 藤 一 男
会津坂下町議会議長	赤 城 大 地
湯川村議会議長	小 野 澄 雄
柳津町議会議長	齋 藤 正 志
三島町議会議長	青 木 喜 章
金山町議会議長	五ノ井 義 一
昭和村議会議長	渡 部 節 雄
会津美里町議会議長	大 竹 惣
南会津町議会議長	山 内 政

目 次

【重点要望事項】

「強い産業基盤」を確立するための要望

企業誘致支援と金融対策支援について	1
-------------------	---

「暮らしの安心・地域活性化」を創出するための要望

原子力発電所事故に伴う風評被害対策について	2
野生きのこ等の出荷制限解除について	4

企業誘致支援と金融対策支援について

地域未来投資促進法に基づき、会津地方においても地域の特性を生かした産業の振興と雇用の創出に全力で取り組んでいるところです。

しかしながら、地方においては過疎化・高齢化の急速な進行により体力低下が著しく、全国の自治体が横並びで競争するような現制度では、産業基盤が強い地域と弱い地域の格差は拡大する一方であります。

企業誘致は地方の活性化や自治体の税財政基盤の強化に寄与することから、条件不利地域への配慮等、国策として産業の地方分散を促進することが肝要であると考えます。

また、地方の中小企業においては景気回復の実感がないまま、依然として厳しい経営を余儀なくされており、東日本大震災以降の新たな借入に加え、風評による影響を受けている中での原子力損害賠償の打ち切り、さらに新型コロナウイルス感染症や原材料価格及び物価高の影響等に対し、中小企業の下支えとなる金融支援が望まれることから、下記の事項を要望いたします。

記

1 企業誘致支援について

- (1) 国内産業の地方分散促進のため、地方拠点強化税制等の地方への立地に係る税制優遇制度について、対象施設の拡大や控除額の引き上げ等、更なる制度拡充を図ること。
- (2) 財政力が弱い自治体が行っている企業誘致制度等へ財政支援を講じること。
- (3) 復興特区法における農地転用許可等の手続きの特例は、津波被災地、原子力発電所周辺地域、地震による著しい被害のあった地域等に限定しているが、会津地方に進出する企業にも適用させ、県内の均衡した復興・再生に向けた支援を図ること。

2 金融対策支援について

- (1) 変化する社会情勢に対応し、中小企業が円滑な資金調達を行うために、状況に応じた保証制度の速やかな発令を実施すること。
- (2) 中小企業の経営改善を推進するため、今後も継続して金融円滑化の支援措置を講じること。

原子力発電所事故に伴う風評被害対策等について

東日本大震災、原子力発電所事故から10年以上が経過し、その間、NHK大河ドラマ「八重の桜」の放送、ふくしまデスティネーションキャンペーンの開催、「会津の三十三観音めぐり」の日本遺産認定、そして東武鉄道の新型特急による首都圏との直結運行開始など明るい話題とともに、事故後に落ち込んだ観光客数も回復傾向にあり、一見すると会津地方は事故前と変わらない状況を取り戻したかのように思われております。

しかしながら、現在においても風評の影響は根強く、令和5年8月にはALPS処理水の海洋放出が開始され、県内の農業をはじめとする地場産業や観光客数、教育旅行者数など産業面における今後のさらなる風評の発生も懸念されることから、その対策を継続して実施する必要があります。

また、原子力損害賠償紛争審査会において原子力発電所事故に伴う賠償基準である中間指針が決定されていますが、自主的避難等による精神的被害については、自主的避難等対象区域だけでなく、全ての県民に共通しているものといえることから、指針の見直しに当たっては地域の分断を生まないような観点はもとより、被害実態に見合った適切な賠償措置とすることが必要です。

つきましては、下記の事項を要望いたします。

記

1 損害賠償措置の継続について

会津地方においては、依然として風評が払拭されていない現状にあることから、地域の現状を踏まえ、対象事業者等と十分協議を行い、柔軟に対応するとともに、被害が生じている間は賠償措置を廃止しないこと。

2 原子力損害賠償紛争審査会中間指針第五次追補について

- (1) 原子力損害賠償紛争審査会に対して、今後も被害実態に見合った指針の見直しを行うこと。
- (2) 東京電力ホールディングス株式会社に対して、中間指針があくまでも賠償範囲の最小限の基準であることを踏まえ、自主的避難等による精神的被害に対しての賠償については、福島県民が共通して被害を受けている実態を十分に勘案し、指針に示されなかった地域においても、被害者視点に立った対応を行わせること。

3 ALPS 処理水の海洋放出に係る対策等の徹底について

国及び東京電力ホールディングス株式会社においては、海洋放出の必要性や安全性の理解へ向け、丁寧な説明を継続するとともに、モニタリング結果等の迅速な情報公開や放出設備の保守管理を徹底し、安全確保に取り組むなど、引き続き万全な風評対策を講じること。

また、新たな風評被害が発生した場合に備え、迅速な賠償対応に取り組むことができる体制の強化を図ること。

4 風評被害対策と財政支援について

風評の払拭は、日本国内はもとより世界に対しても行う必要があり、市町村でできる範囲を超えていることから、国が責任を持って今後も対策を講じること。

また、各市町村は、市町村復興支援交付金制度を始め各種制度を有効活用しながら、独自に風評被害対策に取り組んできた経過にあるが、農産物を始めとした地場産品や教育旅行においては、いまだに風評が払拭しきれていないため、風評被害対策を目的とした財政支援制度を継続すること。

5 農林畜産物の販売促進支援について

農林畜産業について、会津地方は一丸となり地元農産物をはじめ特産品や畜産物の販促に努めていることから、国においても被災県の販売イベント等の開催について支援するとともに、各関係機関へ積極的な働きかけを行うこと。

6 観光への支援について

観光業について、地域資源を活かし会津地方が一体となって観光の振興に努めているが、風評被害は未だ払拭されてはいないことから、インバウンド観光客を含めた観光客数のさらなる増加に向けた支援を継続すること。

また、教育旅行者数の安定的な確保の観点からも、福島県の安全性の広報と誘客施策には国が積極的に支援し、福島県が教育旅行の聖地となるような効果的な観光プロジェクト事業の展開を図ること。

野生きのこの出荷制限解除について

東京電力福島第一原子力発電所から遠く離れている会津地方においても、野生きのこの出荷制限が継続しており、風評被害に止まらず事故に起因する直接的な被害は未だ解決されていません。

特に、会津地方の中山間地域において「野生きのこ」は秋の旬を代表する食材であり、貴重な観光資源でもあります。令和5年に検査方法のガイドラインが見直され、マツタケ・ネマガリタケに加えてナメコ・ナラタケ・ムキタケの非破壊検査機器によるモニタリング検査の実用化が示されたところではありますが、他の主要な野生きのこは出荷制限が継続していることから、観光資源として活かすことが出来ない状況にあります。

加えて、会津地域では、指標値50ベクレルを超える原木林も未だ見受けられ、きのこ原木の生産についても停止している状況にあります。

全国でも有数の出荷量を誇るきのこ原木生産地の再生と安全なきのこ原木林を次世代に引き継ぐため、原木林の再生は、地域振興にとっても必要不可欠な事業であります。

つきましては、原子力発電所事故前の状態に戻すための取組として、下記の事項を要望いたします。

記

1 野生きのこの出荷制限解除について

一部の野生きのこについては、非破壊検査機器により基準値を下回ることが確認された場合は出荷が認められているが、他の主要な野生きのこ・山菜についても同様に安全性の確認を徹底しつつ簡易な検査を行って出荷できるよう検証を進めること。

また、検査体制の構築にあたっては、野生きのこの出荷をなりわいとしている方の負担軽減に向け、当地方において県の検査機関として整備すること。

2 林産物のモニタリング検査のあり方について

地域の貴重な観光資源である野生きのこや山菜については、安全性の確認を徹底しながら、これまでの検査結果を踏まえ、採取者等の負担軽減に向けモニタリング検査のあり方について見直しを図ること。

3 広葉樹林再生事業の継続実施について

次世代のきのこ原木林再生のため、本事業を令和7年度以降も継続すること。

国土交通省 北陸地方整備局

様

「会津を拓く重点要望事項」



会津総合開発協議会

【構成市町村】

会津若松市

猪苗代町

三島町

喜多方市

北塩原村

金山町

下郷町

西会津町

昭和村

檜枝岐村

会津坂下町

会津美里町

只見町

湯川村

南会津町

磐梯町

柳津町

表紙の「」は昭和 47 年公募により制定された会津総合開発協議会のシンボルマークです。

会津総合開発協議会は、誇りうる郷土会津の輝ける明日を拓くため、「会津はひとつ」の理念のもと、昭和 38 年に当時の全会津 28 市町村が集結し結成した団体です。これからも、郷土愛と地域開発へのあふれる情熱、そして各市町村の強固な結束力を糧として、郷土の発展を願い活動してまいります。

要 望 書

会津地方の振興につきましては、日頃より特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

豊かな自然と歴史、文化に恵まれた会津地方は、全国有数の観光地であるとともに、高速交通時代に対応した磐越自動車道や会津縦貫北道路、そして日本で最初のコンピュータ理工学を専門とする会津大学など、先人たちが築きあげてきた貴重な財産があります。

一方、会津地方においては、少子高齢化が加速度的に進行する中、社会保障費の増大や地域社会の活力の低下のほか、依然として継続している原子力発電所事故の風評被害や、近年多発する激甚災害への対応など地域課題が山積しております。

このような中、令和5年度においては、豪雨災害により一部区間が不通となっていたＪＲ磐越西線が全線再開通したことに加え、国道401号「博士峠バイパス」や会津縦貫南道路の一部区間である国道118号「小沼崎バイパス」が供用開始されるなど、当協議会の活動の成果が結実したところであります。

今後も引き続き、住民が安全・安心に暮らせる生活基盤の整備や、地域資源を活かした活力ある産業の創出、豊かで美しい自然や伝統文化の継承などを通して魅力ある地域社会を実現するためには、将来を見据えた新たな視点で自らを改革し、市町村同士や国県をはじめとする関係機関、さらには地域住民との協力のもと、多種多様な施策の展開が求められております。

つきましては、各種施策の実行と予算の確保にあたり、特段のご支援、ご高配を賜りますよう、全会津17市町村の首長並びに議会議長により組織する会津総合開発協議会として強く要望するものであります。

令和6年5月9日

会 津 総 合 開 発 協 議 会

会長 会津若松市長 室 井 照 平

会津総合開発協議会 会員名簿

(市町村長)

会津若松市長	室 井 照 平
喜多方市長	遠 藤 忠 一
下郷町長	星 學
檜枝岐村長	平 野 信 之
只見町長	渡 部 勇 夫
磐梯町長	佐 藤 淳 一
猪苗代町長	二 瓶 盛 一
北塩原村長	遠 藤 和 夫
西会津町長	薄 友 喜
会津坂下町長	古 川 庄 平
湯川村長	佐 野 盛 至
柳津町長	小 林 功
三島町長	矢 澤 源 成
金山町長	押 部 源二郎
昭和村長	舟 木 幸 一
会津美里町長	杉 山 純 一
南会津町長	渡 部 正 義

(市町村議会議長)

会津若松市議会議長	清 川 雅 史
喜多方市議会議長	小 林 時 夫
下郷町議会議長	湯 田 健 二
檜枝岐村議会議長	星 浩 彦
只見町議会議長	佐 藤 孝 義
磐梯町議会議長	鈴 木 久 一
猪苗代町議会議長	後 藤 公 男
北塩原村議会議長	五十嵐 善 清
西会津町議会議長	伊 藤 一 男
会津坂下町議会議長	赤 城 大 地
湯川村議会議長	小 野 澄 雄
柳津町議会議長	齋 藤 正 志
三島町議会議長	青 木 喜 章
金山町議会議長	五ノ井 義 一
昭和村議会議長	渡 部 節 雄
会津美里町議会議長	大 竹 惣
南会津町議会議長	山 内 政

目 次

【最重点要望事項】

磐越自動車道の完全 4 車線化の早期実現等について	1
-------------------------------------	---

【重点要望事項】

「国土の強靱化」を推進するための要望

八十里越（国道 289 号）の整備推進について	3
水害に強いまちづくりについて	5

「暮らしの安心・地域活性化」を創出するための要望

鳥獣被害対策に係る支援について	7
---------------------------	---

最重点要望事項

磐越自動車道の完全4車線化の早期実現等について

磐越自動車道（延長 212.7 km）は、福島県と新潟県を結ぶ高速交通の大動脈であり、福島県内で常磐自動車道と東北自動車道に接続し、新潟県内で北陸自動車道と日本海東北自動車道と接続することで、広域ネットワークを形成し、東北地方の経済・産業・文化等の発展に大変重要な役割を果たしています。

磐越自動車道は、これまでも新潟中越地震や東日本大震災などの大規模災害発生時には、各方面との重要な物流経路としての役割を担ったところでもあります。

また、本年1月の能登半島地震では被災地への幹線道路が寸断され、緊急車両の到着や物資輸送が滞るなど救助や復旧活動に影響が生じたところであり、高速交通や幹線道路の重要性が改めて認識されたところです。

しかしながら、現在、会津若松 I C～新潟中央 J C T（95.2 km）間では、中央分離帯の無い暫定2車線の対面通行区間が多く、死亡事故が発生するなど安全性や走行性、さらには、いつ起こるかわからない災害に備え、緊急輸送路の確保や路線の強化が喫緊の課題であります。

このような中、令和元年9月に4車線化の優先整備区間として選定された会津若松 I C～安田 I C間のうち、令和2年3月に会津坂下 I C～西会津 I C（7.1km）間及び西会津 I C～津川 I C（8.8km）間、令和3年3月に会津坂下 I C～西会津 I C（1.7km）間及び三川 I C～安田 I C（3.2km）間、令和6年3月に西会津 I C～津川 I C（8.7km）間の4車線化について、国土交通大臣からNEXCOへ事業許可が行われ整備の加速化が図られたところでもあります。

この区間が4車線化されることにより、安全性の向上や通行止めの抑制、規制速度の見直し（毎時70kmから毎時80km）による走行時間の短縮など大きな効果が期待されます。

つきましては、会津地方が日本海側と4車線の高速道路という大動脈で結ばれることは、当地方の発展に不可欠であり、また、国土強靱化法の理念に合致する災害時の補完道路としての機能も強化されることから、下記の事項を強く要望いたします。

記

1 磐越自動車道の完全4車線化と工事着工について

社会資本整備審議会において暫定2車線の課題として示された時間信頼性の確保、事故防止の観点及びネットワークの代替性確保の観点並びに大規模災害時の早期復旧の観点から、暫定2車線区間である会津若松 I C～新潟中央 J C T（95.2 km）間を、早期に完全4車線化すること。

特に、4車線化優先整備区間に選定された会津若松 I Cから安田 I C間のうち、事業化区間となった「会津坂下 I Cから安田 I C間」の早期着工と完成を図ること。

また、安田 I Cから新潟中央 J C T間についても、優先整備区間へ格上げし、早期に4車線化の整備を図ること。

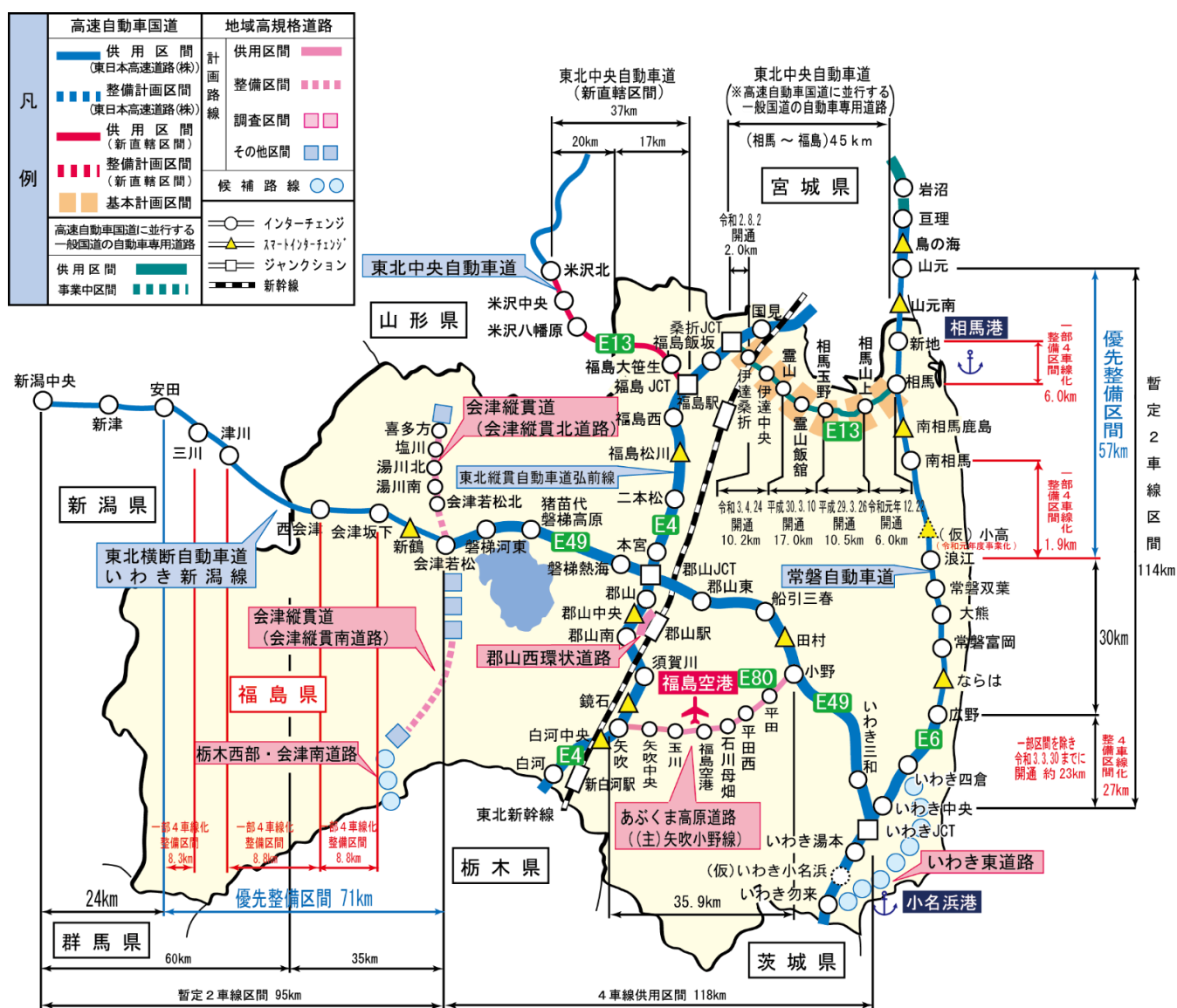
2 付加車線の先行設置対応について

完全4車線化されるまでは、暫定2車線区間は渋滞が生じやすいことから、渋滞緩和のための付加車線を先行して設置を図ること。

3 会津地方への観光支援について

東日本高速道路株式会社で展開している「ETC周遊割引プラン」において、首都圏から会津地方への利用を促す割引プランを創設し、会津地方への誘客と観光振興の支援に努めること。

○磐越自動車道4車線化必要区間



(上記提供元) 福島県

「国土の強靱化」を推進するための要望

八十里越（国道 289 号）の整備推進について

国道 289 号は、新潟県新潟市を起点とし、福島県只見町・南会津町・下郷町の南会津地方、さらに県南地方を貫き、いわき市へ達する横断道路であり、産業・経済上の重要な幹線道路であります。

平成 20 年 9 月 21 日には、同国道の甲子峠区間が供用開始となったことにより、南会津地方と県南地方が新たに結ばれ、経済・流通・観光等、非常に大きな効果をもたらしており、今後も幅広い交流ネットワークづくりが期待されております。

「八十里越」とは、新潟県三条市から福島県南会津郡只見町にかけての延長約 20.8 km の峠越えの区間であり、現在、県境部が通行不能となっております。この通行不能区間を含む約 11.8km を国が直轄事業として整備しています。

そのような中、令和 5 年 12 月 15 日に国土交通省・新潟県・福島県から、令和 8 年秋～令和 9 年夏に、冬期間は通行止めになるものの、一部現道を活用した暫定開通となる見込みであることが発表されました。

現在、南会津郡只見町の住民にとって、最寄りの救命救急センターは会津中央病院（会津若松市）であり、搬送にはおよそ 94 分を要することから救急医療が問題となっておりますが、「八十里越」が全線通年開通（通行不能区間解消）すれば、同町と高度医療機関がある新潟県三条市が 79 分となり、救命率の大幅な向上につながります。

また、地域の雄大な自然や独自の歴史・文化は重要な観光資源であり、「八十里越」の開通により福島・新潟・関東圏を結ぶ周遊型・滞在型観光の推進が期待できることから、下記の事項を要望いたします。

記

1 八十里越の整備推進について

八十里越の通行不能区間、未改良区間を早期に解消し、令和 8 年秋～令和 9 年夏に予定されている一部現道を活用した暫定開通を確実に実施し、国道 289 号の全線通年開通を早期に図ること。

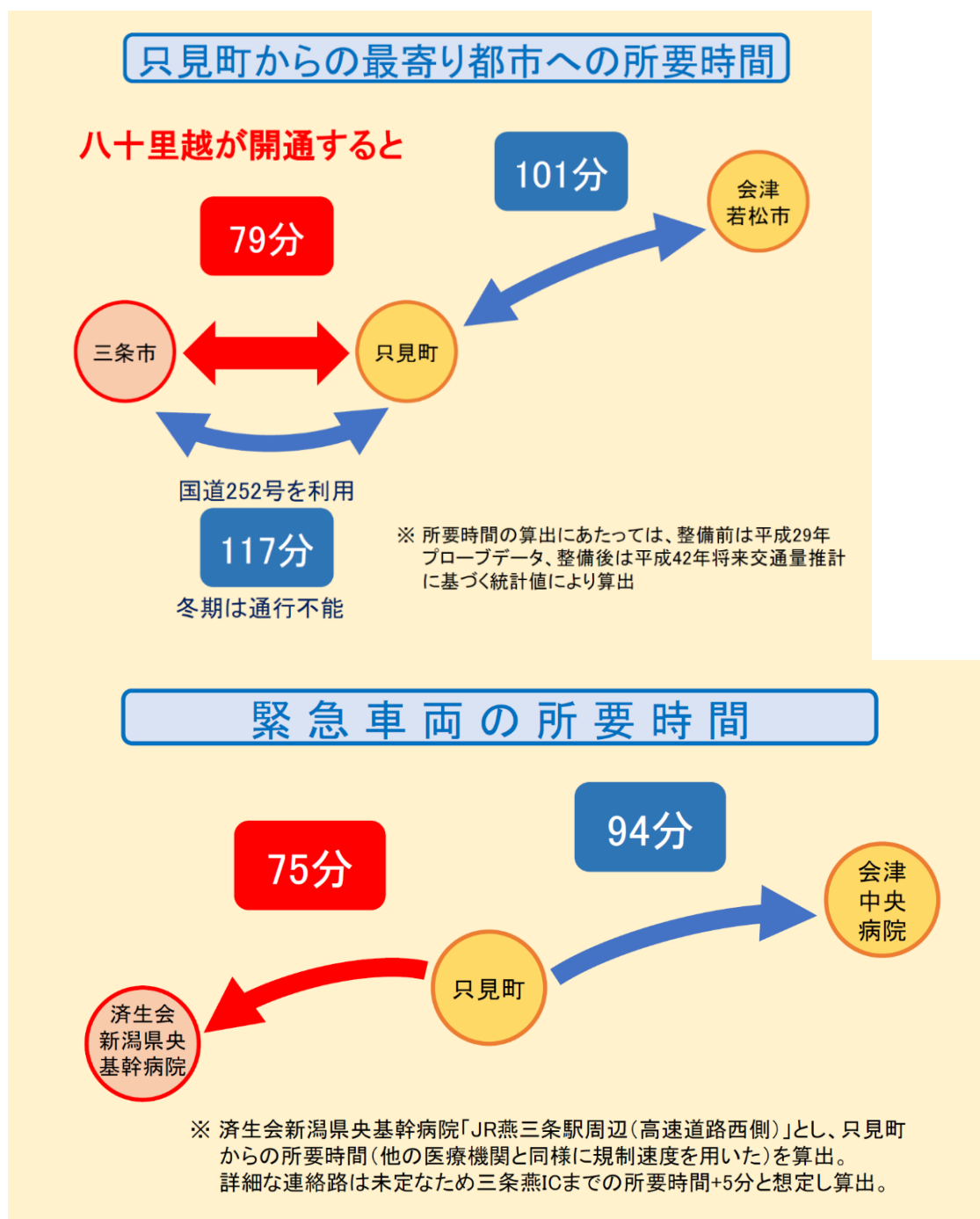
2 国土強靱化の予算確保について

近年の激甚化・頻発化する災害に対応するべく、災害に強い国土幹線道路ネットワーク等を構築するための、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」に必要な予算・財源を例年以上の規模で確保し、計画的に事業を推進すること。

また、対策期間完了後においても、昨今の地震・豪雨・豪雪などの災害状況も踏まえた上で、切れ目なく、継続的・安定的に国土強靱化の取組みを進めるため、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること。

3 道路関係予算の確保について

災害の激甚化・広域化が進むなか、新潟・福島両地域を結ぶ八十里越の整備を停滞させないためにも、道路ネットワーク整備に必要な道路関係予算の総額を確保するとともに、持続可能な維持管理を実現する予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、道路インフラメンテナンス費用を別枠として新たな財源の創出を図り、予算を将来的かつ安定的に確保すること。



(国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所 HP より転載)

「国土の強靱化」を推進するための要望

水害に強いまちづくりについて

会津地方では多くの河川が流れており、観光やかんがい用水として利用されるなど当地方の貴重な資源である一方、近年の地球温暖化の影響と考えられる局地的集中豪雨が多発する中、平成23年7月の新潟・福島豪雨や平成27年9月の関東・東北豪雨及び令和元年東日本台風では、甚大な被害を受け、河川における災害対策など水害に強いまちづくりが求められています。

会津地方を流れる阿賀川は、下流部は狭窄部の影響により、大雨における水位上昇が著しく、古くから内水氾濫及び漏水等の被害が発生し、現在も沿川の道路を度々冠水させ、通行止めや一部地域の集落において地域住民が自主避難をする状況となっています。

また、新潟県境に近い会津西北部（西会津町滝坂地区）は、国内最大級の地すべりが懸念される地区であり、大規模な地すべり災害が発生した場合、その被害は、福島県域に収まらず下流域の新潟県まで甚大な被害が予想されます。

さらに、豪雨による氾濫は地域住民の生活を脅かすことから、当地方を流れる阿賀川や、外の河川において防災対策が図られるとともに、水害を最小に抑えるための排水機能の強化が必要であります。

つきましては、住民の安全・安心な生活を確保するため、当地方を流れる河川の整備など水害に強いまちづくりに関する下記の事項を要望いたします。

記

1 阿賀川河川整備計画（平成28年策定）の整備推進について

- (1) 平成21年度から改修が行われている阿賀川下流部の会津坂下町（長井地区）の狭窄部開削拡幅工事の早期完成を図ること。
- (2) 阿賀川上流部の会津若松市（三本松地区）の流下能力が不足する箇所について、流下能力向上を目的とした河道掘削工事の早期完成を図ること。

2 阿賀川下流圏域河川整備計画（平成16年策定）の整備推進について

阿賀川の河岸について、改修不要区間の見直しと、西会津町の一部（町道柴崎滑沢線、柴崎橋立線及び下野尻端村線付近）などの阿賀川の水位上昇による冠水、通行止めとならないよう整備推進をすること。

3 西会津町滝坂地区直轄地すべり対策事業の推進について

滝坂地区直轄地すべり対策事業について、更なる予算の確保と整備推進を図ること。

4 国土強靱化の予算確保について

気候変動による水災害の頻発化・激甚化を踏まえ、安全・安心な社会・水害に強いまちづくりを実現するため、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、国土強靱化、防災・減災対策に必要な事業規模を継続的・安定的に確保すること。

また、河川における洪水対策等の必要な国土強靱化予算について、令和7年度以降も制度構築や予算を確保すること。

5 令和4年8月の大雨等による災害復旧事業の促進について

令和4年8月の大雨等による災害については、激甚災害として指定されたところであり、被災地域の日も早い復旧・復興が実現できるよう、一の戸川、宮古川、姥堂川、濁川などの被災した一級河川の早期復旧と河川改修や河道掘削などの更なる治水対策の早期実施、並びに、集中豪雨時における内水排除のための浸水対策を講じること。

6 国における災害対応体制等の充実・強化について

大規模災害等への事前の備えや初動体制の強化に向けて、被災した自治体への職員派遣や技術的助言及び財政支援などを強化するため、地方整備局の体制充実・強化や災害対応に必要な資機材のさらなる確保に努めること。

7 流域治水プロジェクトの推進について

あらゆる関係者が協働し流域全体で取組む「流域治水プロジェクト」のもと、構成市町村においても水害の被害軽減に向けた取組みを推進するため、内・外水対策一体で計画的かつ確実に推進すること。また、気候変動に伴う水害リスクの増大を踏まえ、新たに必要となる対策について具体的な内容を検討すること。

鳥獣被害対策に係る支援について

会津地方の中山間地域では過疎化や高齢化などの様々な要因が重なり、野生鳥獣の生息域が年々拡大傾向にあり、人間の生活域への出没が多くなっています。また、近年はツキノワグマやイノシシが平野部へ出没するなど大変深刻な状況にあり、ツキノワグマやイノシシによる人的被害も発生しており、住民は日常生活や農作業を安心して行うことができずに不安を抱えながらの生活を余儀なくされています。

つきましては、地域住民の安全・安心な生活の確保と農林業被害の軽減、更には中山間地域の振興を図るため、下記の事項を要望いたします。

記

ツキノワグマやイノシシなどの人身被害の危険性の高い大型野生鳥獣が、河川を移動経路として市街地等の人口密集地に出没した事例があることから、河川に繁茂する樹木や背丈が高い雑草の適切な刈払い等の環境整備を、計画的かつ継続的に実施すること。